

答申後計画案

第2期美里町地域福祉計画

第4次美里町地域福祉活動計画

令和4年1月

美 里 町

社会福祉法人 美里町社会福祉協議会

～ はじめに ～

美里町と美里町社会福祉協議会は、誰もが地域の中で安心して暮らせるように、これまで地域福祉計画（平成29年度から令和3年度）・地域福祉活動計画（令和元年度から令和3年度）を策定し、美里町の地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この度、社会状況の変化や複雑化、社会福祉制度の改正などに対応するため、これまで各々で策定してきた2つの計画を一本化し、課題と目標を共有しながら各種施策を進めしていくこととしました。

今回策定をした計画では3つの共通する課題を解決していくための3つの基本目標を設定し、住民、各種団体等、そして社会福祉協議会と美里町が取り組むべきことをまとめ、より一層の地域福祉活動の進展を図ってまいります。

本計画を策定するにあたり御尽力いただきました美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました住民の皆様、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体・機関・事業者等の皆様に心から感謝を申し上げます。

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 地域福祉の推進	2
1 地域福祉とは	2
2 「地域共生社会」の実現	2
第3節 計画の位置づけ	5
1 地域福祉計画の法的根拠	5
2 地域福祉活動計画の法的根拠	6
3 成年後見制度利用促進基本計画	6
4 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係	7
5 関連計画との関係	7
第4節 計画期間	8
第5節 計画策定の体制	9
1 策定体制	9
2 住民参加と意見反映	9
3 町内関係部門との連携	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状	10
第1節 美里町の概況	10
1 人口の推移	10
2 人口移動	14
3 婚姻・離婚	15
4 産業・労働力	15
第2節 美里町の福祉を取り巻く概況	17
1 子ども・子育て	17
2 高齢者（要介護認定者）	20
3 障害者（手帳所持者）	21
4 生活保護	23
5 安全安心	23

6 虐待相談・通報件数・認知件数	24
第3節 アンケート調査結果の概要	25
1 調査の目的と実施概要	25
2 育児と介護について	25
3 地域での暮らし・共生社会について	28
4 地域活動について	33
5 町の福祉情報の入手・福祉サービスについて	37
6 相談・人権・権利擁護について	42
7 地域福祉推進における主な取り組みの評価	48
第4節 前計画における取り組みの進捗状況	49
1 第1期美里町地域福祉計画の評価について	49
2 第3次美里町地域福祉活動計画の評価について	50
第5節 地域福祉に係る課題	51
1 課題の考え方	51
2 地域福祉の課題	52
第3章 計画の基本方針	55
第1節 基本理念（めざす地域福祉の姿）	55
第2節 計画の視点	56
第3節 基本目標	57
基本目標1 みんなが輝く人づくり	57
基本目標2 ささえあいと協働による地域づくり	57
基本目標3 ともにいきいきと暮らせる仕組みづくり	57
第4節 施策体系	58
第4章 施策の展開	59
地域での支え合いの考え方	59
基本目標1 みんなが輝く人づくり	60
1-1 地域福祉活動に対する理解の促進	60
1-2 地域福祉活動を支える人材・団体の育成	62
1-3 権利擁護体制の強化（美里町成年後見制度利用促進基本計画）	64
基本目標2 ささえあいと協働による地域づくり	68
2-1 住民同士の顔の見える機会・交流づくり	68
2-2 支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくり	70

2-3 地域福祉ネットワークの構築	72
基本目標3 ともにいきいきと暮らせる仕組みづくり	74
3-1 保健福祉サービスの利用支援	74
3-2 地域での自立支援	76
3-3 人にやさしい地域づくりの推進	78
3-4 地域における防災・防犯対策の推進	80
第5章 計画の推進	82
資料編	84
資料1 策定経過	84
資料2 策定委員会	86
(1) 美里町地域福祉計画策定委員会条例	86
(2) 美里町地域福祉活動計画策定委員会要綱	87
(3) 策定委員会委員名簿	88
(参考)	89

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

市町村地域福祉計画は、平成12年に改正された「社会福祉法」において、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、住民と町が協力して地域の課題解決に向けて取り組むことの必要性がうたわれています。また、平成19年8月には、災害時要援護者の避難支援対策（現在の避難行動要支援者の支援方策）を市町村地域福祉計画に盛り込むことが通知されました。

平成20年3月には、厚生労働省において「これから地域福祉のあり方に関する研究会」が設置され、「地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討することを目的とし、地域福祉のあり方についての提言が示されました。

平成25年12月には「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月より施行されたことから、様々な要因により増加している生活困窮者に対して、直ちに生活保護に至ることのないよう、生活を重層的に支えるセーフティネット（社会的安全網）を構築し、福祉事務所や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、雇用や生活等に関し総合的に支援することとなりました。

さらに、令和2年4月から社会福祉法等の一部が改正され、地域福祉の推進する主体は地域住民であること、地域福祉計画に必要的記載事項として包括的な支援体制の整備に関する事項と、重層的支援体制整備事業に関する事項が盛り込まれました。

これらの社会情勢の変化等を踏まえつつ、住民と町、ボランティア、NPO法人、サービス提供事業者等が力を合わせ、支え合いながら、それぞれの役割のなかでできることを実践していくことにより、誰もが地域の中で安心して暮らしていくことができる地域社会をめざすことを、本計画において定義します。

第2節 地域福祉の推進

1 地域福祉とは

誰もが地域の中で、その人の年齢や性別、障害、国籍などの有無に関わらず安心して健やかに暮らせるように地域の住民や団体、公や民間の社会福祉関係者が協力し合い、地域における様々な福祉に関する課題の解決へ向けて行動していく考え方を「地域福祉」と定義します。

地域福祉を推進していくためには、行政や社会福祉法人（団体）によるサービスの提供だけではなく、支援を必要としている方への見守りや、ちょっとしたことへの手助けといった地域の皆さんの支え合いが必要となります。

介護が必要な状態、心身の障害、どのような状態であっても地域で自分らしく暮らしていくことを目的として地域福祉を進めていく必要があります。

2 「地域共生社会」の実現

少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化するなかで、隣近所など地域の結びつきが弱くなっています。昔あった住民同士の支え合いなどの「地域力」が低くなっています。さらに、ひきこもりや子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、子どもや高齢者に対する虐待などの犯罪、自殺者の増加などが新たな社会問題となっています。

こうしたなか、拡大する福祉ニーズに対し、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題に地域や関係団体が関わる「互助・共助」、地域や関係団体で解決しきれない問題に行政が関わる「公助」という、「自助」「互助・共助」「公助」の仕組みを一層強化し、住民・地域・関係団体・行政が互いに支え合いながら、より良い方策を見出していくことが必要となっています。

また、これまで「公助」は、高齢者・障害のある人、児童などの対象に応じた制度を発展させながら、専門的な支援を提供してきましたが、「地域力」の低下や、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯が増えてきたことで、これまでの対象ごとに整備してきた従来の「縦割り」制度では、対応が難しくなっている現状があります。

そこで、国では制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を越えた「人と人とのつながり」を再構築することで、様々な困難に直面した場合でも、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法の改正のほか、様々な施策を創設しています。

(参考) 社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備に向けて、社会福祉法では、

① 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図されることを目指す旨が規定されています。

② 包括的な支援体制づくり

この理念を実現するため、市町村は以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民が身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

(参考) 社会福祉法(抄)

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第3節 計画の位置づけ

1 地域福祉計画の法的根拠

平成29年に改正された社会福祉法において、地域福祉計画の策定については、従来、『任意』とされていたものが『努力義務』と改められました。

また、地域福祉計画について、社会福祉法では、以下のように定めています。

(参考) 社会福祉法(抄)

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載することとされており、福祉分野の「上位計画」とされています。

また、本町の最上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」の方向性を踏まえるとともに、本町の各福祉計画との整合性を図り、地域福祉を推進するまでの基本的な考え方を明らかにしています。

2 地域福祉活動計画の法的根拠

地域福祉活動計画とは、地域社会における生活課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画です。そのため、住民をはじめ地域福祉活動実践者や福祉団体、ボランティア、福祉事業所などの社会福祉関係者と社会福祉協議会、行政等がともに考え、計画的に活動しようとするための行動計画であり、社会福祉協議会の活動指針としての性格も有しています。

なお、地域福祉を推進する団体として、社会福祉法に明確に位置づけられた社会福祉協議会は、福祉ニーズがあらわれる地域社会において、生活課題を解決し、住民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成活動などを組織立って行うことの目的としています。

(参考) 社会福祉法(抄)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百九条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 地域福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 成年後見制度利用促進基本計画

本計画の「第4章 基本目標Ⅰ-3 権利擁護体制の強化」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

4 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係

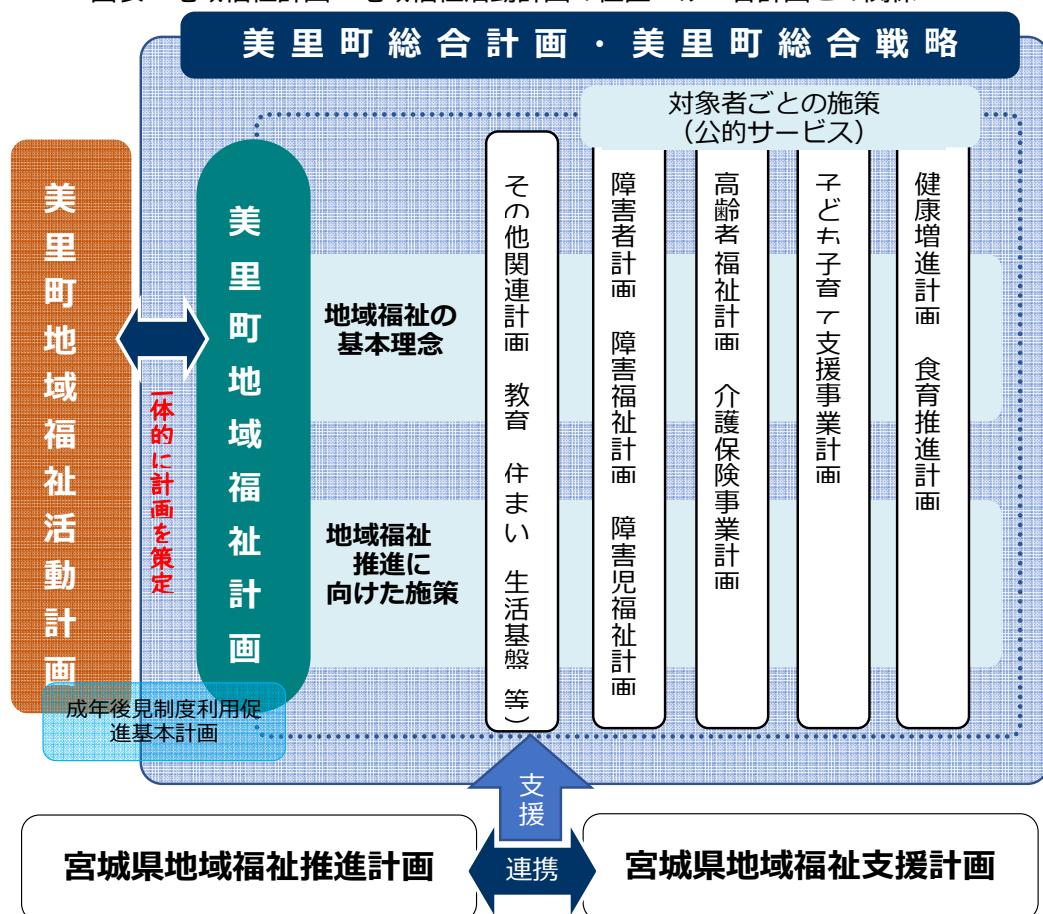
地域福祉計画は、町として地域福祉を進める上での理念や仕組みをつくる計画であり、それを実現・実行するための行動のあり方を定めていくのが、地域福祉活動計画です。両計画は、車の両輪の関係にあると考えられています。

そのため、地域福祉計画、地域福祉活動計画では、地域福祉を推進する上での基本理念や取り組みを共有しつつ、相互に連携して地域福祉を推進します。

5 関連計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」の方向性を踏まえるとともに、本町の各福祉計画との整合を図り、基本理念や地域福祉推進に向けた施策や取り組みを横断的かつ包括的に捉え、個別計画における具体的な活動の指針とするものです。

図表 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ・各計画との関係



※美里町総合計画では、平成 27 年 9 月に国連で採択されて世界が合意した S D G s (持続可能な開発目標)を取り入れています。

これを踏まえながら、本計画において主に次のゴールを目指していきます。



第4節 計画期間

本計画の期間は、令和4年度を初年度とする5年間（令和4～8年度）とします。計画最終年度にあたる令和8年度に第3期地域福祉計画及び第5次地域福祉活動計画を策定する予定とします。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正並びに社会動向を踏まえて、必要な場合は見直すものとします。

図表 計画期間

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
美里町地域福祉計画										
美里町地域福祉活動計画 (令和4～8年度)										
美里町総合計画・総合戦略 (令和3～7年度)										
美里町子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)										
美里町高齢者福祉計画・第8期介護 保険事業計画 (令和3～5年度)										
第3期美里町障害者計画 (平成30～令和5年度)										
第6期美里町障害福祉計画 (令和3～5年度)										
第2期美里町障害児福祉計画 (令和3～5年度)										
美里町健康増進計画 (健康みさと21) (平成24～令和3年度)										
美里町食育推進計画 (平成24～令和3年度)										

第5節 計画策定の体制

1 策定体制

地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者や公募の住民などで構成する「美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て、一体的に策定しました。

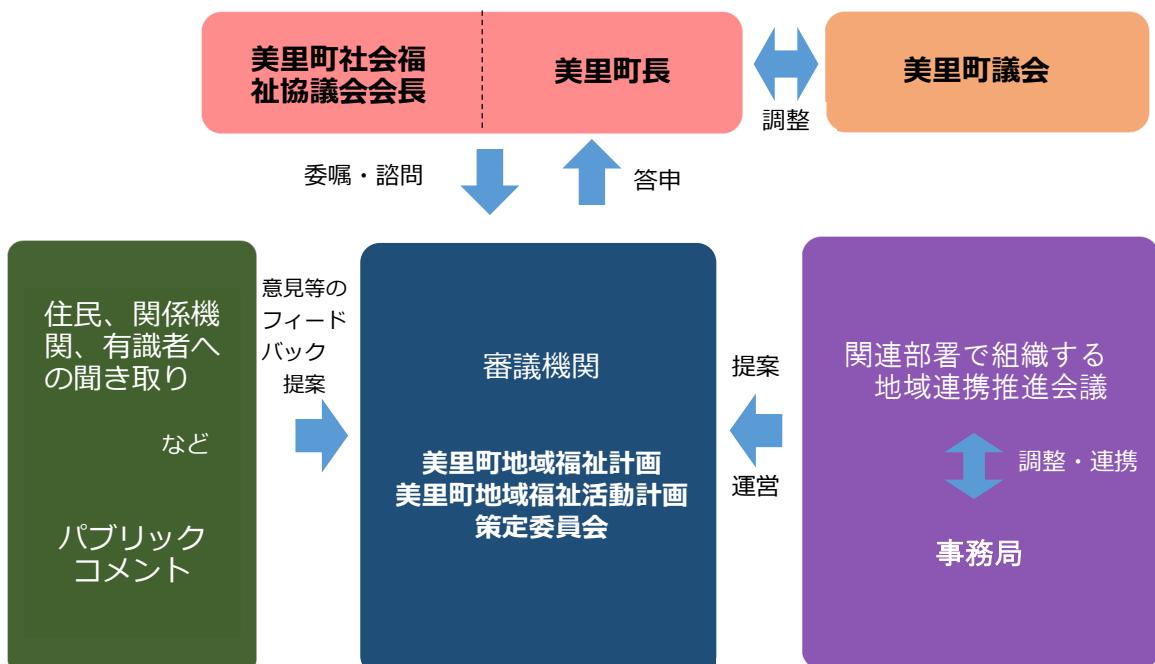
2 住民参加と意見反映

計画の策定にあたっては、地域住民に対するアンケート調査や、地域活動団体などへのヒアリングによる参画を得ることにより、地域福祉に関する課題や意見を把握し、最終的にはパブリックコメントを実施して、計画案に対する住民の意見を反映させました。

3 町内関係部門との連携

本計画は健康福祉課と美里町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）が中心となり、関連部署等と地域連携推進会議を立ち上げて連携を図りながら策定委員会への提案や運営等を行いました。

図表 計画策定の体制



第2章 地域福祉を取り巻く現状

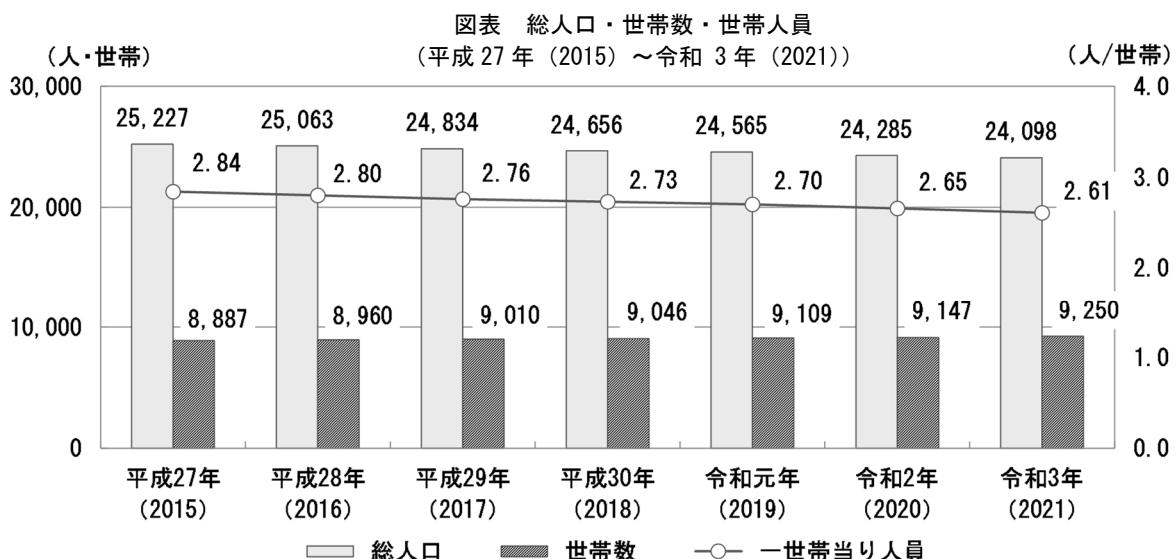
第1節 美里町の概況

1 人口の推移

(1) 総人口・世帯数・世帯人員

直近の人口推移として、住民基本台帳による平成27年3月末の人口25,227人に対して、令和3年3月では約4.5%減の24,098人と総人口は減少傾向にあります。

世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たり人員は減少推移となっており、令和3年3月の世帯数は9,250世帯、一世帯当たり人員は2.61人/世帯となっています。



区分	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)
総人口	25,227	25,063	24,834	24,656	24,565	24,285	24,098
年齢別							
年少人口	2,865	2,865	2,790	2,776	2,749	2,713	2,626
生産年齢人口	14,614	14,223	13,905	13,586	13,424	13,069	12,864
老人人口	7,748	7,975	8,139	8,294	8,392	8,503	8,608
世帯数	8,887	8,960	9,010	9,046	9,109	9,147	9,250
一世帯当たり人員	2.84	2.80	2.76	2.73	2.70	2.65	2.61

※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

各人口指標の推移をみると、老人人口指数、従属人口指数、老年化指数が増加しており、高齢化の進行とともに、支え手となる世代の人口減少がみられることから、地域での担い手不足や、年金など、社会保障の1人当たりの負担が高まることが懸念されます。

図表 人口指標
(平成27年(2015)～令和3年(2021))

区分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
年少人口指数	19.6	20.1	20.1	20.4	20.5	20.8	20.4
老人人口指数	53.0	56.1	58.5	61.0	62.5	65.1	66.9
従属人口指数	72.6	76.2	78.6	81.5	83.0	85.8	87.3
老年化指数	270.4	278.4	291.7	298.8	305.3	313.4	327.8

※年少人口指数：生産年齢人口（15～64歳）100人が何人の年少人口（0～14歳）を扶養しているかを示し、人口の若年化の程度を知る指標。（年少人口指数＝年少人口÷生産年齢人口×100）

※老人人口指数：生産年齢人口100人に對し、社会的・経済的な面で負担となる老人人口が何人になるかを示し、人口の高齢化を知る指標。（老人人口指数＝老人人口÷生産年齢人口×100）

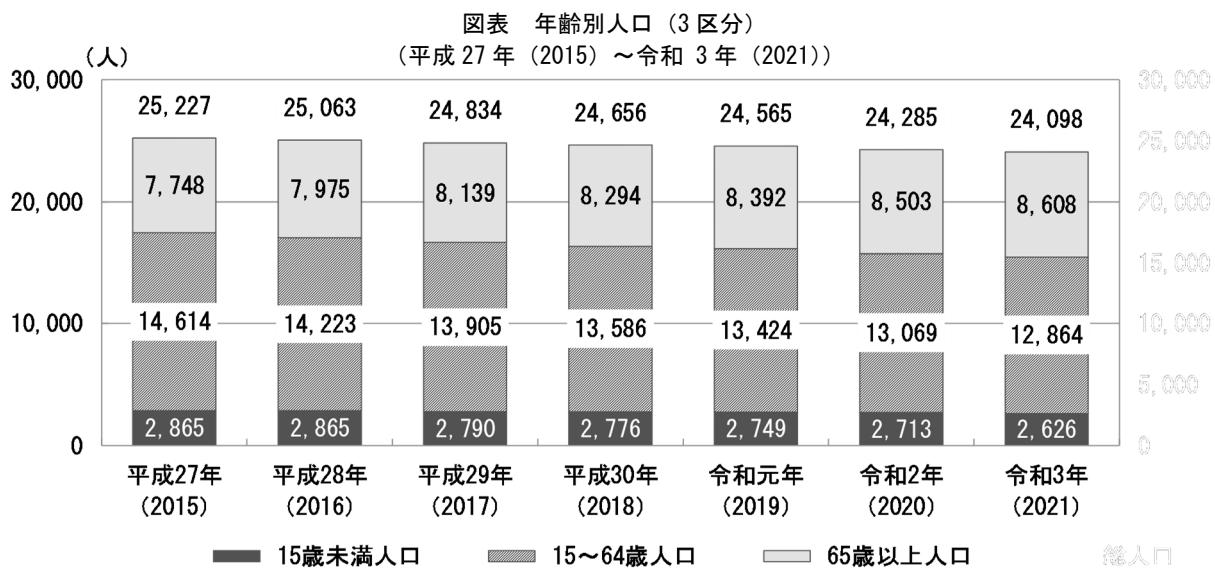
※従属人口指数：働き手である生産年齢人口100人に對し、子どもと高齢者（従属人口）をどれだけ養うかを表す指標。（（年少人口+老人人口）÷生産年齢人口×100）

※老年化指数：年少人口に対する老人人口の大きさを示し、人口の高齢化の程度を知る1つの指標で、生産年齢人口の多寡による影響を除いているため、人口高齢化の程度をより端的に示す指標。これが高いと、老人人口が多いこと、あるいは将来の人口を支える年少人口が少ないことを意味しています。（老年化指数＝老人人口÷年少人口×100）

（2）年齢別人口

直近の人口推移として、住民基本台帳による平成27年以降の総人口は、年齢3区分でみると、64歳以下の2区分の人口が減少傾向となる反面、高齢者人口は増加している状況です。

なお、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると、令和22年には高齢者人口の構成比が43.7%となり、高齢化率が4割に到達すると見込まれます。



資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

图表 (参考) 地区別人口

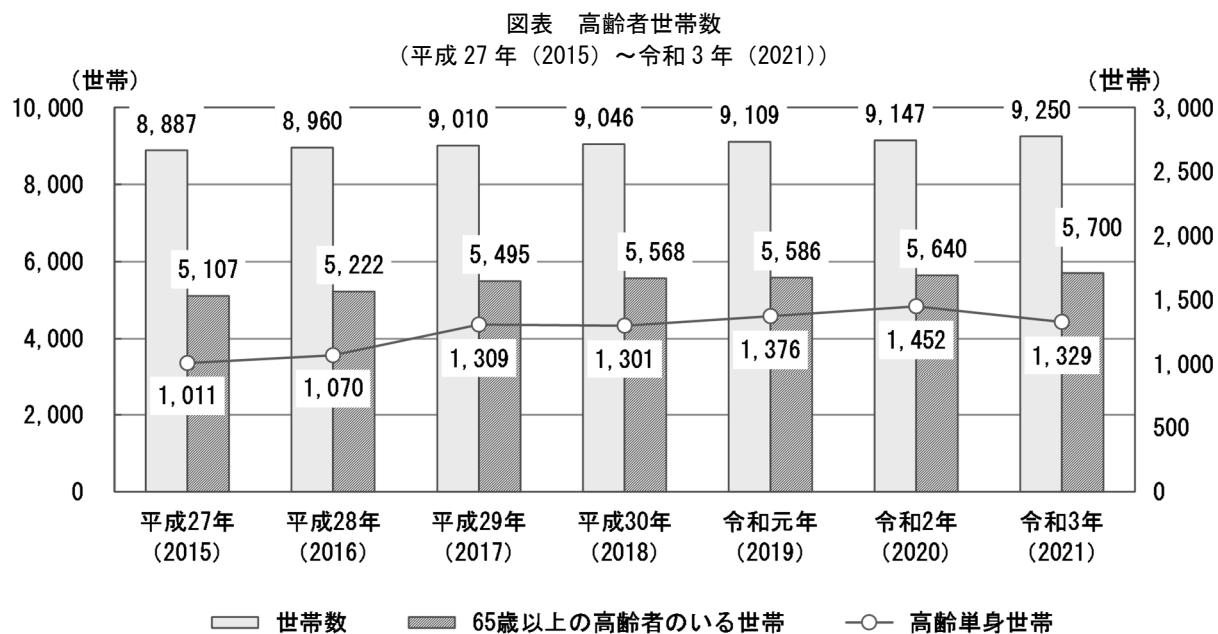
区分	小牛田地区	不動堂地区	北浦地区	中埠地区	青生地区	南郷地区	計
総数 (人)	2,764	7,033	4,996	2,071	1,916	5,318	24,098
0~4 歳	60	331	124	34	46	89	684
5~9 歳	86	386	181	73	56	165	947
10~14 歳	74	355	204	93	77	192	995
15~19 歳	107	318	229	111	90	202	1,057
20~24 歳	95	280	205	72	69	179	900
25~29 歳	80	289	173	52	78	156	828
30~34 歳	110	395	218	76	90	187	1,076
35~39 歳	113	502	271	95	90	272	1,343
40~44 歳	166	541	352	137	123	320	1,639
45~49 歳	189	474	327	154	114	310	1,568
50~54 歳	164	328	318	116	127	286	1,339
55~59 歳	158	379	276	108	107	335	1,363
60~64 歳	213	434	360	139	172	433	1,751
65~69 歳	261	492	442	199	188	560	2,142
70~74 歳	294	510	476	209	182	528	2,199
75~79 歳	165	342	323	127	119	297	1,373
80~84 歳	177	310	215	125	83	303	1,213
85~89 歳	137	211	180	83	63	298	972
90 歳以上	115	156	122	68	42	206	709
総計 (人)	2,764	7,033	4,996	2,071	1,916	5,318	24,098
15 歳未満	220	1,072	509	200	179	446	2,626
15~64 歳	1,395	3,940	2,729	1,060	1,060	2,680	12,864
65 歳以上	1,149	2,021	1,758	811	677	2,192	8,608
前期高齢者	555	1,002	918	408	370	1,088	4,341
後期高齢者	594	1,019	840	403	307	1,104	4,267

資料：住民基本台帳調査（令和3年3月末現在）

(3) 世帯数・65歳以上の高齢者のいる世帯

人口の減少と反比例して世帯数は年々増加傾向にあります。これは核家族化や単身世帯の増加が要因であると想定しています。

65歳以上の高齢者単身世帯の増加が顕著で平成27年と令和3年の世帯数を比較すると3割以上の増加となります。



区分	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)
世帯数 (世帯)	8,887	8,960	9,010	9,046	9,109	9,147	9,250
65歳以上の高齢者のいる世帯	5,107	5,222	5,495	5,568	5,586	5,640	5,700
高齢者世帯	1,011	1,070	1,309	1,301	1,376	1,452	1,329

資料：住民基本台帳調査（各年4月1日現在）

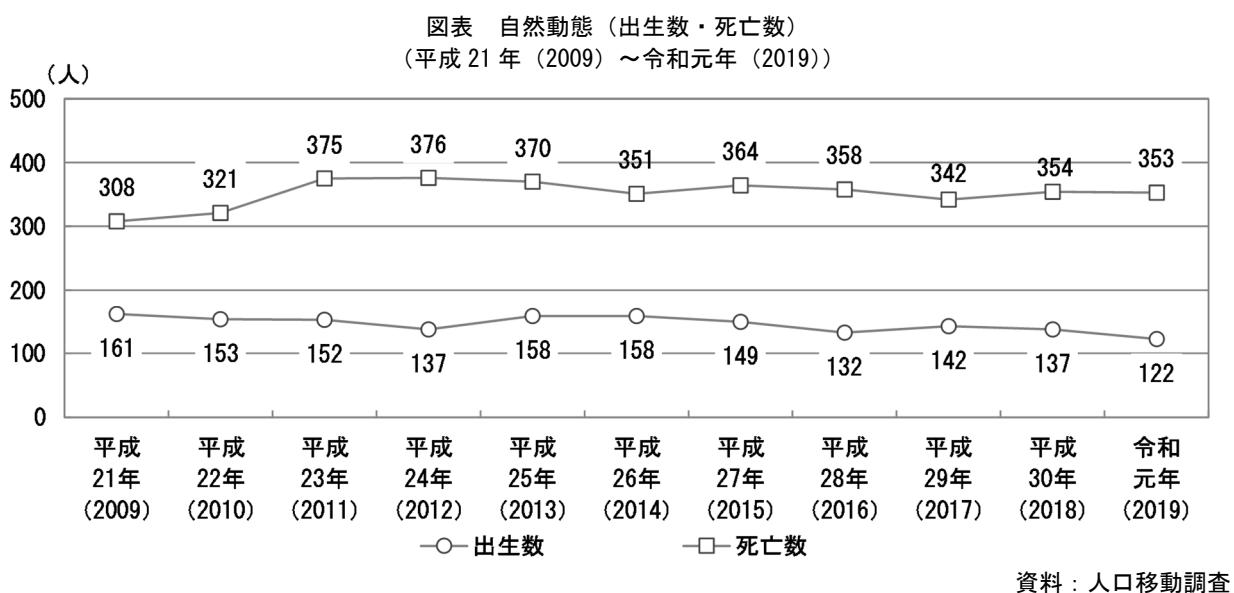
図表 (参考) 地区別世帯数

区分	小牛田地区	不動堂地区	北浦地区	中坪地区	青生地区	南郷地区	計
世帯数 (世帯)	1,158	2,788	1,962	684	730	1,928	9,250
65歳以上の高齢者のいる世帯	762	1,386	1,168	503	455	1,426	5,700
高齢者世帯	222	347	300	97	106	257	1,329

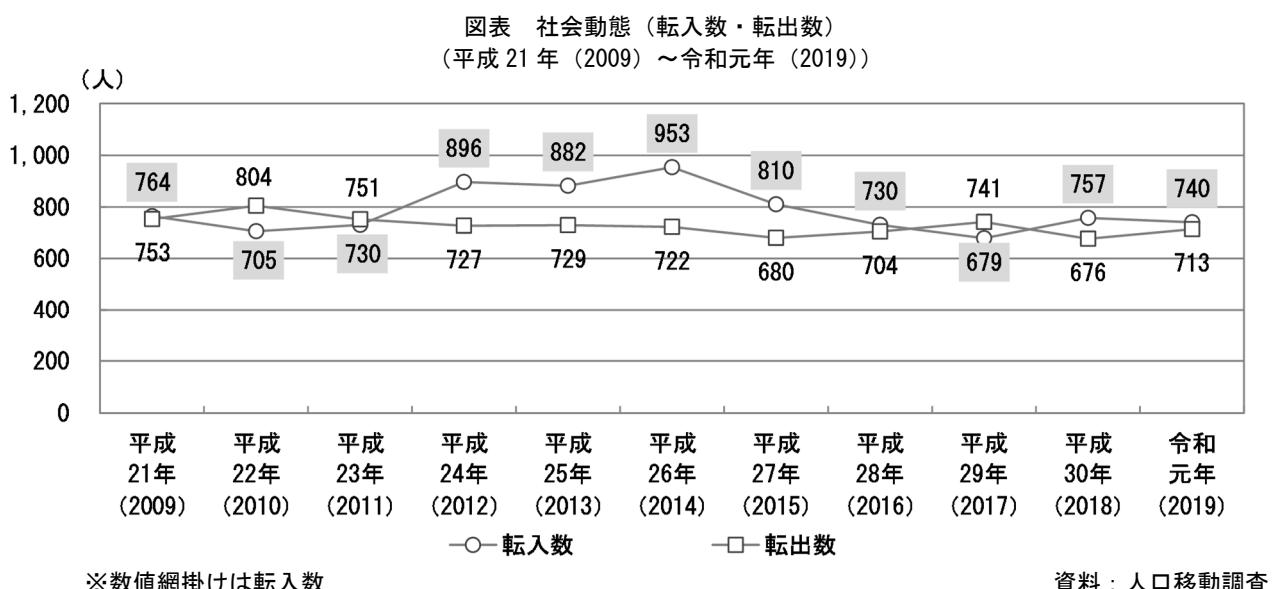
資料：住民基本台帳調査（令和3年4月1日現在）

2 人口移動

平成 21 年（2009）以降の人口移動の状況をみると、自然動態（出生・死亡）については死者者数が出生者数を上回り続けています。

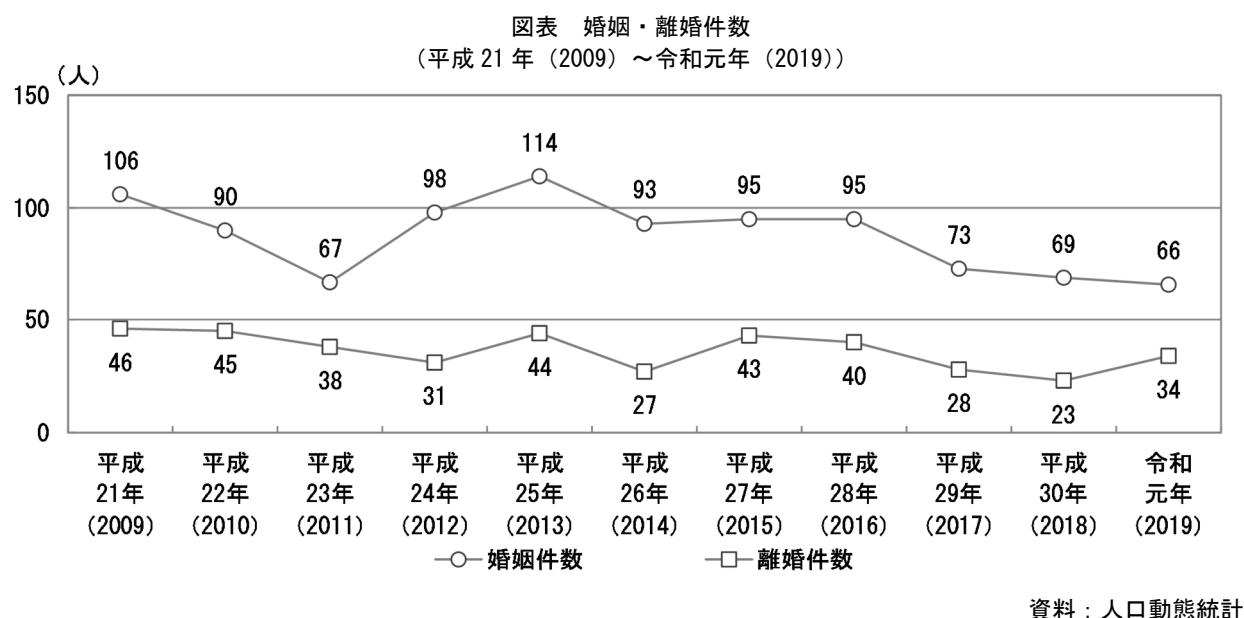


一方、社会動態（転入・転出）では、平成 24 年（2012）以降は転入者数が転出者数を上回る社会増の推移が続いており、平成 29 年に転出者数を下回りますが、平成 30 年以降は再び転出者数を上回っています。



3 婚姻・離婚

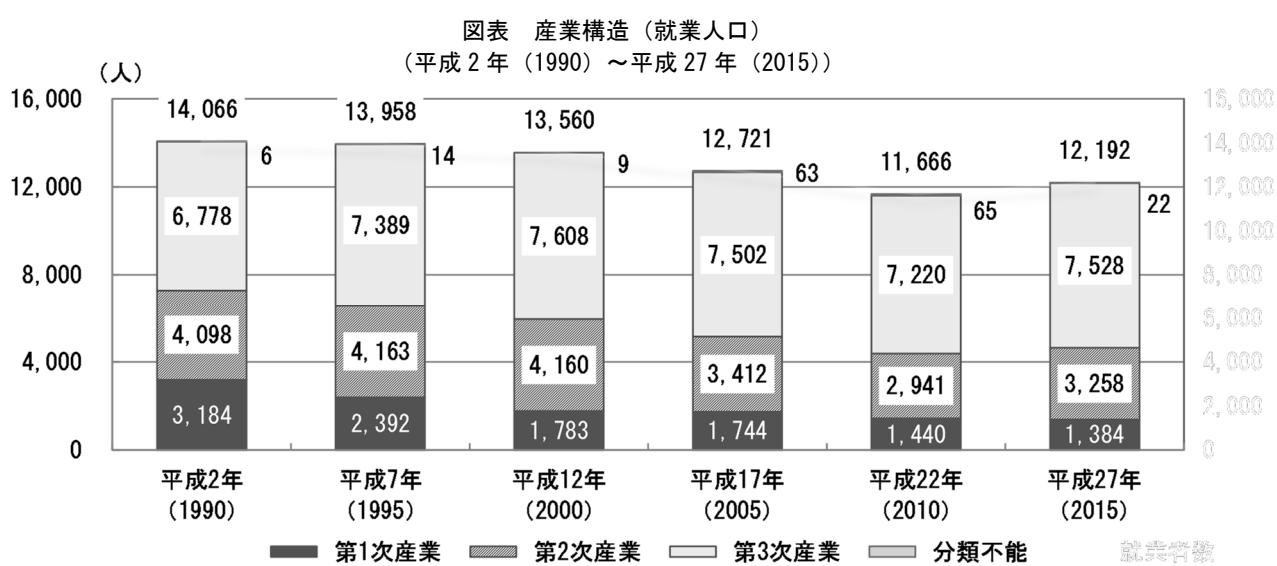
平成 21 年以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における婚姻数の平均は 87.8 件、離婚件数の平均は 36.3 件となっています。



4 産業・労働力

(1) 産業構造（就業人口）

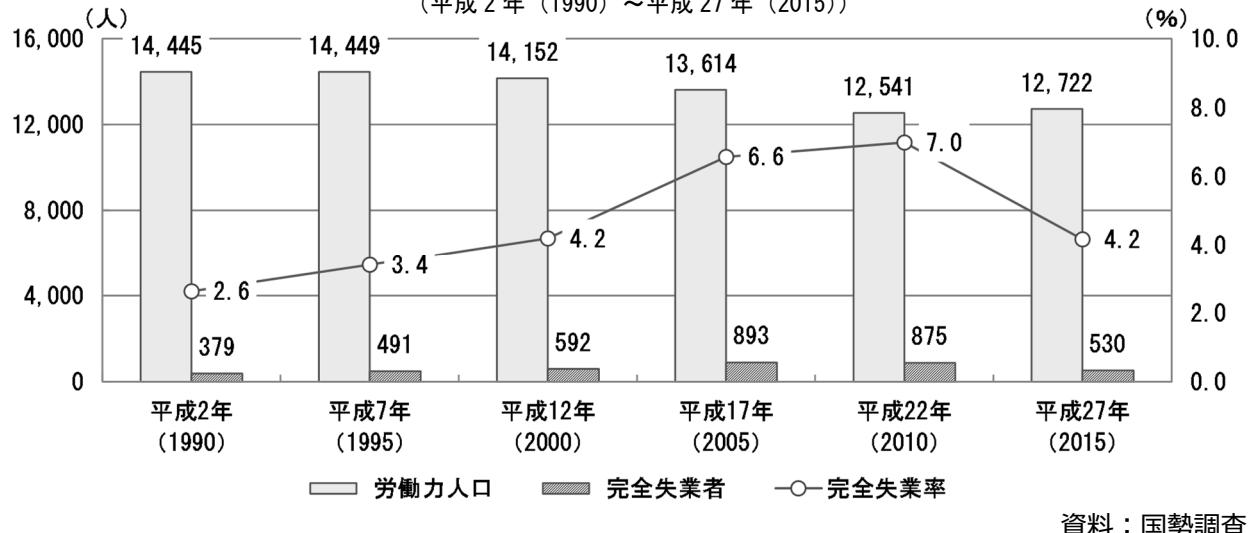
国勢調査による平成 27 年 (2015) の就業者総数は 12,192 人となっています。



(2) 労働力人口・完全失業者数・完全失業率

国勢調査による平成 27 年（2015）の労働力人口は 12,722 人となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率
(平成 2 年 (1990) ~ 平成 27 年 (2015))



資料：国勢調査

第2節 美里町の福祉を取り巻く概況

1 子ども・子育て

(1) 就学前児童数

就学前児童数は減少傾向にあります。出生者数は平成28年度以降は僅かずつ減少の傾向となっています。高齢者人口が大きく増加している中、生産年齢人口や年少人口は減少傾向が続き、少子高齢化の構造が顕著となっています。

図表 就学前児童数
(平成27年(2015)～令和3年(2021))

区分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
就学前児童数 (人)	1,034	1,039	996	991	984	943	877
0歳児	147	157	130	148	130	120	109
1歳児	158	158	166	142	158	130	119
2歳児	169	164	162	178	153	160	135
3歳児	188	172	169	165	191	157	157
4歳児	187	194	176	177	171	196	164
5歳児	185	194	193	181	181	180	193

資料：子ども家庭課、教育総務課（各年3月末現在）

(2) 教育・保育施設への入所児童数

平成 27 年以降の教育・保育施設への入所児童数は、保育所（園）児童数は増加、幼稚園児童数は減少しております、令和 3 年の保育所（園）児童数は 327 人、幼稚園児童数は 350 人となっています。

なお、認定こども園の利用は、平成 30 年より町外での利用がみられます。

図表 教育・保育施設への入所児童数
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
保育所（園）児童数（人）	210	217	231	230	240	323	327
公立	189	195	202	194	196	184	155
小牛田保育所	104	104	105	100	104	104	111
小牛田保育所 分園	41	42	47	48	48	36	休止
なんごう保育園	40	44	47	46	42	44	44
町外公立保育施設	4	5	3	0	2	0	0
法人立	21	22	29	36	44	139	172
食と森の保育園美里	-	-	-	-	-	76	93
こすずめ園	-	-	-	18	19	18	19
おひさま保育園	-	-	-	-	14	14	17
みつばち保育園	-	-	-	-	-	17	16
おひさま第二保育園	-	-	-	-	-	-	15
ハミング保育園	-	-	-	-	-	11	11
町外私立保育施設	21	22	29	18	11	3	1
町外私立認定こども園（人）	-	-	-	1	1	2	1
幼稚園（人）	439	436	417	403	418	376	350
こごた幼稚園	157	155	131	132	134	128	111
ふどうどう幼稚園	181	189	195	189	197	180	177
なんごう幼稚園	101	92	91	82	87	68	62

※広域入所（他市町村居住者が町内保育施設に入所している場合）を除く。

町外幼稚園（私立等）入園児を除く。

資料：子ども家庭課、教育総務課（各年 4 月 1 日現在）

(3) 児童・生徒数

平成 27 年以降の児童・生徒数は、各年で増減があるものの、少子化の影響もあり、緩やかな減少傾向がみられ、令和 3 年の小学生児童数は 1,130 人、中学生児童数は 545 人となっています。

図表 児童・生徒数
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
小学生 (人)	1,190	1,161	1,171	1,155	1,146	1,154	1,130
小牛田小学校	184	151	149	141	145	146	147
不動堂小学校	361	375	404	426	430	445	467
北浦小学校	151	153	151	152	152	156	142
中坪小学校	127	110	113	104	97	95	89
青生小学校	113	112	102	92	84	87	76
南郷小学校	254	260	252	240	238	225	209
中学生 (人)	606	618	567	571	548	539	545
小牛田中学校	239	254	227	233	205	187	186
不動堂中学校	222	228	223	223	229	230	230
南郷中学校	145	136	117	115	114	122	129

資料：教育総務課（各年 5 月 1 日現在）

(4) 放課後児童クラブの利用者数

平成 27 年以降の放課後児童クラブの利用者数は、平成 29 年に利用減少がみられます
が、その後は増加推移となっており、令和 3 年は 255 人となっています。

図表 放課後児童クラブの利用者数
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
放課後児童クラブ利用者数 (人)	196	221	219	235	237	245	255

資料：子ども家庭課（各年 5 月 1 日現在）

2 高齢者（要介護認定者）

生産年齢人口が大きく減少する一方で、高齢者人口は増加傾向です。中でも介護ニーズの高まる前期高齢者について比重が顕著に高まっている傾向にあります。

介護保険被保険者及び要介護認定者についても増加の傾向となりますが、要介護認定者数について当面は1,600人前後で推移するものと見込まれています。

図表 高齢者福祉施策（介護保険）
(平成25年(2013)～令和元年(2019))

区分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
総数 (人)	25,199	25,207	25,227	25,063	24,834	24,656	24,565
40歳未満	9,136	9,093	9,035	8,861	8,630	8,446	8,296
40～64歳	8,760	8,621	8,444	8,227	8,065	7,916	7,877
65歳以上	7,303	7,493	7,748	7,975	8,139	8,294	8,392
前期高齢者	3,167	3,349	3,598	3,798	3,917	4,063	4,088
後期高齢者	4,136	4,144	4,150	4,177	4,222	4,231	4,304
高齢化率 (%)	29.0	29.7	30.7	31.8	32.8	33.6	34.2

※ 一般的に、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、高齢化率が14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼んでいます。

資料：健康福祉課・住民基本台帳調査（各年3月末現在）

図表 被保険者・要介護認定者・認定率
(平成27年(2015)～令和3年(2021))

区分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
総数 (人)	7,726	7,963	8,114	8,269	8,363	8,466	8,558
1号被保険者 (人)	7,688	7,923	8,074	8,236	8,330	8,437	8,530
2号被保険者 (人)	38	40	40	33	33	29	28
認定者数 (人)	1,367	1,404	1,419	1,449	1,497	1,556	1,579
要支援	384	431	437	415	429	437	431
要支援1	267	302	305	294	297	285	273
要支援2	117	129	132	121	132	152	158
要介護	983	973	982	1,034	1,068	1,119	1,148
要介護1	288	310	291	332	333	371	371
要介護2	167	138	167	166	211	215	241
要介護3	182	173	155	157	142	172	164
要介護4	210	215	225	234	245	223	231
要介護5	136	137	144	145	137	138	141
認定率 (%)	17.8	17.7	17.6	17.6	18.0	18.4	18.5

資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

3 障害者（手帳所持者）

（1）障害者・児数

本町に在住する障害者数（手帳所持者）は、令和3年3月で現在1,449人、総人口の※6.0%を占めています。障害種別についてみると、身体障害者が障害者全体の70.0%を占めています。

また、18歳以上の療育手帳（知的障害者の手帳）所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成27年以降、一貫して増加となっています。

図表 障害者・児数の推移（障害種別）
(平成27年(2015)～令和3年(2021))

区分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
障害者・児数 (人)	1,420	1,439	1,440	1,441	1,439	1,436	1,449
身体障害者・児	1,097	1,093	1,075	1,067	1,037	1,019	1,015
18歳未満	13	12	15	14	17	19	15
18歳以上	1,084	1,081	1,060	1,053	1,020	1,000	1,000
知的障害者・児	208	222	226	229	242	250	254
18歳未満	45	48	42	42	40	38	37
18歳以上	163	174	184	187	202	212	217
精神障害者・児	115	124	139	145	160	167	180

※令和3年住民基本台帳総人口（24,098人）に対する割合

資料：健康福祉課（各年3月末現在）

（2）身体障害者・児数

本町における身体障害者手帳所持者は年々減少傾向にあります。手帳の等級別では「1級」が最も多く、令和3年の所持者数は311人、障害別では、肢体不自由が身体障害のある人全体の半数以上を占めています。

図表 身体障害者・児数の推移（等級別）
(平成27年(2015)～令和3年(2021))

区分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
身体障害者・児数 (人)	1,097	1,093	1,075	1,067	1,037	1,019	1,015
1級	348	344	343	348	335	318	311
2級	194	189	174	172	160	157	152
3級	166	157	152	144	143	144	145
4級	263	271	268	268	261	261	267
5級	78	85	90	88	89	88	88
6級	48	47	48	47	49	51	52

資料：平成27年から令和2年までは、美里町障害福祉計画より。令和3年は福祉行政報告例より（各年3月末現在）

図表 身体障害者・児数の推移（障害別）
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
身体障害者・児数 (人)	1,097	1,093	1,075	1,067	1,037	1,019	1,015
視覚障害	80	80	78	71	67	71	69
聴覚・平衡機能障害	93	86	86	85	80	80	82
音声・言語・そしゃく機能障害	13	11	11	10	10	9	9
肢体不自由	599	603	584	586	556	538	530
内部障害	312	313	316	315	324	321	325

資料：平成 27 年から令和 2 年までは、美里町障害福祉計画より。令和 3 年は福祉行政報告例より（各年 3 月末現在）

（3）知的障害者・児数

療育手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和 3 年の判定別では、重度である A 判定の方より B 判定の方が総数の 6 割以上を占めます。

図表 知的障害者・児数の推移（判定別）
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
知的障害者・児数 (人)	208	222	226	229	242	250	254
A	82	81	81	82	86	92	92
B	126	141	145	147	156	158	162

資料：平成 27 年から令和 2 年までは、美里町障害福祉計画より。令和 3 年は宮城県公式ウェブサイト「障害者手帳について(2)療育手帳」より（各年 3 月末現在）

（4）精神障害者・児数

精神障害者保健福祉手帳所持者も増加傾向にあり、自立支援医療（精神通院医療）認定者数は横ばいで推移しています。

図表 精神障害者・児数の推移（等級別）
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
精神障害者・児数 (人)	115	124	139	145	160	167	180
1 級	16	20	21	21	16	18	21
2 級	75	74	85	88	92	97	104
3 級	24	30	33	36	52	52	55

資料：平成 27 年から令和 2 年までは、美里町障害福祉計画より。令和 3 年は宮城県公式ウェブサイト「障害者手帳について(3)精神障害者保健福祉手帳」より（各年 3 月末現在）

図表 自立支援医療（精神通院医療）認定者数
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
精神通院医療対象者 (人)	311	322	331	335	331	347	327

資料：平成 27 年から令和 2 年までは、美里町障害福祉計画より。令和 3 年は宮城県公式ウェブサイト「障害者手帳について(3)精神障害者保健福祉手帳」より（各年 3 月末現在）

4 生活保護

現在、生活保護の決定や実施に関する事務については宮城県が行っており、町では申請書の受理や県の求めにより要保護者に関する調査等を行っています。

被保護世帯は年々増加しており、相談内容も複雑化しています。

図表 生活保護受給世帯・人員の推移
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
保護世帯数 (世帯)	141	157	157	167	159	153	168
保護人員 (人)	193	203	209	234	218	196	207

※宮城県資料 ※居住地特例含む

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在）

5 安全安心

町内の自主防災組織は、平成 27 年以降 58 組織、組織率 100% を維持しています。

また、犯罪認知件数は、令和 2 年まで減少推移が続いていましたが、令和 3 年では、1 月～7 月までの件数が 98 件となっており、令和 2 年を大きく上回っています。

図表 自主防災組織数・率の推移
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
自主防災組織数 (組織)	58	58	58	58	58	58	58
自主防災組織率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：防災管財課（各年 3 月末現在）

図表 犯罪認知件数の推移
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
犯罪認知件数	166	150	141	114	107	52	98

※宮城県警察本部

資料：防災管財課（各年 12 月末現在、令和 3 年のみ 1 月～7 月まで）

6 虐待相談・通報件数・認知件数

平成 27 年以降の虐待について相談・通報があった件数は、各年において異なりますが、子どもに関する件数は、令和 2 年に 50 件に増加するなど、近年特に多くなっています。

図表 児童虐待の相談・通報件数・認知件数の推移
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
相談・通報件数	39	32	30	30	40	50	-
認知件数	39	32	30	30	40	50	-

※要保護児童対策地域協議会 ケース数

資料：子ども家庭課（各年 3 月末現在）

図表 高齢者虐待の相談・通報件数・認知件数の推移
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
相談・通報件数	1	4	7	8	7	8	-
認知件数	1	4	7	8	7	8	-

資料：長寿支援課 包括ケア係（各年 3 月末現在）

図表 配偶者からの暴力相談・通報件数・認知件数の推移
(平成 27 年 (2015) ~ 令和 3 年 (2021))

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
相談・通報件数	10	6	2	4	0	1	-
認知件数	10	6	2	4	0	1	-

※DV 対策等に関する調査（県報告）より

資料：健康福祉課 健康推進係（各年 3 月末現在）

第3節 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的と実施概要

地域福祉に関するアンケート調査は、本計画の策定にあたり、ともに支え合う福祉社会の実現にむけて、町民の皆さんのお意見、要望等を収集し、計画に反映させることを目的として実施しました。

実施概要は次のとおりです。

《調査概要》

- 調査対象：美里町内にお住まいの18歳以上の方
- 抽出方法：性別、年齢、地域を勘案して、2,000名を抽出
- 調査内容：地域の福祉環境や福祉活動に関すること
- 調査期間：令和3年9月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

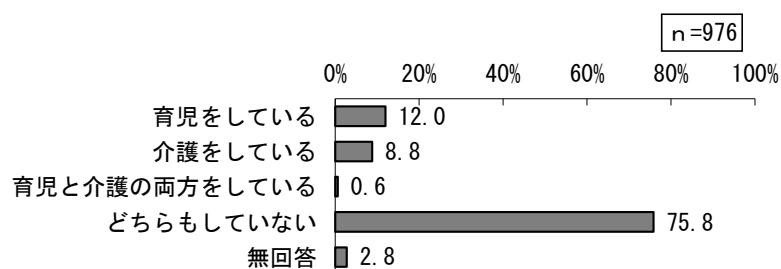
配付数	回収数	有効票	無効票	未回収票数	回収率
2,000票	977票	976票	1票	1,023票	48.9%

2 育児と介護について

(1) 今現在、育児・介護をしているかについて

- 今現在、育児・介護をしているかについては、「どちらもしていない」が75.8%と最も高く、次いで「育児をしている」が12.0%、「介護をしている」が8.8%となっています。

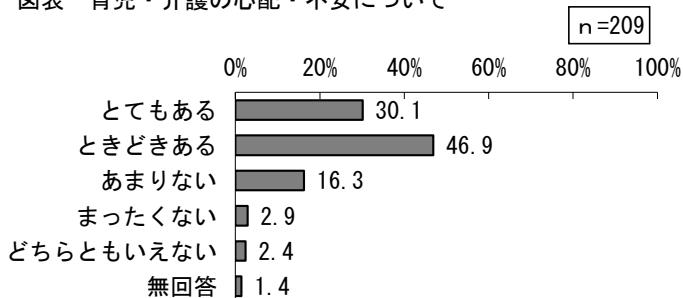
図表 今現在、育児・介護をしているかについて



(1) 育児・介護の心配・不安について

- 「育児をしている」、「介護をしている」、「育児と介護の両方をしている」と回答した方（n=209）の育児・介護の心配・不安については、「ときどきある」が46.9%と最も高くなっています。
- 「とてもある」(30.1%)、「ときどきある」(46.9%)を合わせた育児・介護に“心配・不安がある”と回答した割合は8割弱(77.0%)、「あまりない」(16.3%)、「まったくない」(2.9%)を合わせた育児・介護に“心配・不安がない”と回答した割合は約2割(19.2%)となっています。

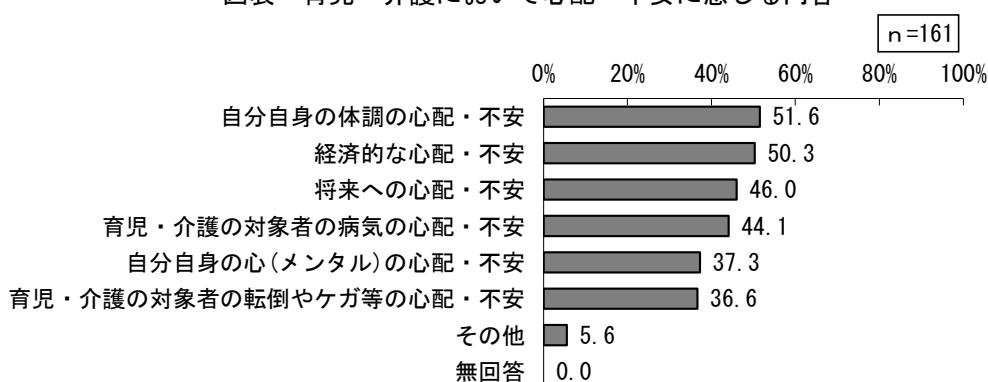
図表 育児・介護の心配・不安について



(2) 育児・介護において心配・不安に感じる内容

- 育児・介護の心配・不安について「とてもある」、「ときどきある」と回答した方（n=161）の育児・介護において心配・不安に感じる内容は、「自分自身の体調の心配・不安」が51.6%と最も高く、次いで「経済的な心配・不安」(50.3%)、「将来への心配・不安」(46.0%)が上位に挙がっています。

図表 育児・介護において心配・不安に感じる内容



- 地区ごとの育児・介護において心配・不安に感じる内容をみると、回答全体と同様に、各地区で概ね「自分自身の体調の心配・不安」、「経済的な心配・不安」、「将来への心配・不安」を上位に挙げているほか、北浦地区では、「育児・介護の対象者の病気の心配・不安」を最上位に挙げています。

図表 育児・介護において心配・不安に感じる内容（地区別：上位3項目）

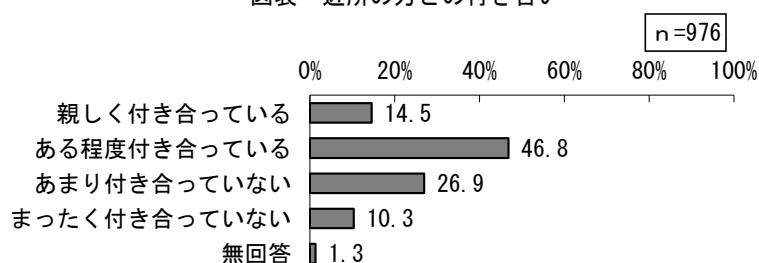
	第1位	第2位	第3位
小牛田地区 (n=33)	自分自身の体調の心配・不安 57.6%	経済的な心配・不安 48.5%	育児・介護の対象者の病気の心配・不安 45.5%
不動堂地区 (n=57)	自分自身の体調の心配・不安 56.1%	経済的な心配・不安 47.4%	将来への心配・不安 45.6%
北浦地区 (n=16)	育児・介護の対象者の病気の心配・不安 56.3%	自分自身の体調の心配・不安 50.0%	経済的な心配・不安/自分自身の心(メンタル)の心配・不安/将来への心配・不安 43.8%
中坪地区 (n=16)	将来への心配・不安 62.5%	自分自身の体調の心配・不安 56.3%	育児・介護の対象者の病気の心配・不安 50.0%
青生地区 (n=9)	経済的な心配・不安 66.7%	育児・介護の対象者の転倒やケガ等の心配・不安/自分自身の体調の心配・不安/将来への心配・不安 44.4%	
南郷地区 (n=30)	経済的な心配・不安 60.0%	将来への心配・不安 56.7%	育児・介護の対象者の病気の心配・不安 40.0%

3 地域での暮らし・共生社会について

(1) 近所の方との付き合い

- 近所の方との付き合いは、「ある程度付き合っている」が46.8%と最も高くなっています。
- 「親しく付き合っている」(14.5%)、「ある程度付き合っている」(46.8%)を合わせた6割(61.3%)の方は“近所の方との付き合いがある”と感じている一方で、「あまり付き合っていない」(26.9%)、「まったく付き合っていない」(10.3%)を合わせた4割弱(37.2%)の方は、“近所の方との付き合いはない”と感じています。

図表 近所の方との付き合い



- 地区ごとの近所の方との付き合いをみると、各地区とも回答全体と同様に、「ある程度付き合っている」が最も高くなっています。
- “近所の方との付き合いがある”と回答した割合は中埠地区が、“近所の方との付き合いはない”と回答した割合は不動堂地区が、それぞれ最も高くなっています。

図表 近所の方との付き合い（地区別）

	“近所の方との付き合いがある”		“近所の方との付き合いはない”		
	親しく 付き合っている	ある程度 付き合っている	あまり 付き合って いない	まったく 付き合って いない	無回答
小牛田地区 (n=161)	13.0%	49.7%	23.0%	13.7%	0.6%
不動堂地区 (n=282)	12.4%	42.2%	35.1%	9.6%	0.7%
北浦地区 (n=128)	18.8%	40.6%	27.3%	12.5%	0.8%
中埠地区 (n=88)	17.0%	52.3%	23.9%	5.7%	1.1%
青生地区 (n=84)	4.8%	57.1%	29.8%	7.1%	1.2%
南郷地区 (n=224)	19.2%	48.7%	20.5%	10.7%	0.9%

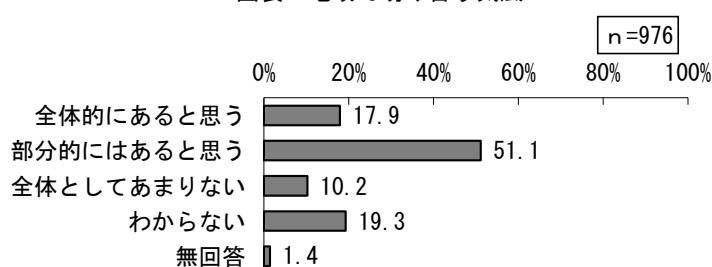
※ “近所の方との付き合いがある”：「親しく付き合っている」、「ある程度付き合っている」と回答した方

※ “近所の方との付き合いはない”：「あまり付き合っていない」、「まったく付き合っていない」と回答した方

(2) 地域で助け合う気風について

- 地域で助け合う気風については、「部分的にはあると思う」が51.1%と最も高くなっています。
- 「全体的にあると思う」(17.9%)、「部分的にはあると思う」(51.1%)を合わせた約7割(69.0%)の方は“助け合う気風がある”と感じている一方で、「全体としてあまりない」と感じている方は1割(10.2%)となっています。

図表 地域で助け合う気風



- 地域ごとの地域で助け合う気風をみると、各地域ともに回答全体と同様に、「部分的にはあると思う」が最も高くなっています。
- 地域ごとに比較すると“助け合う気風がある”と回答した割合は中坪地区が最も高くなっています。

図表 地域で助け合う気風（地区別）

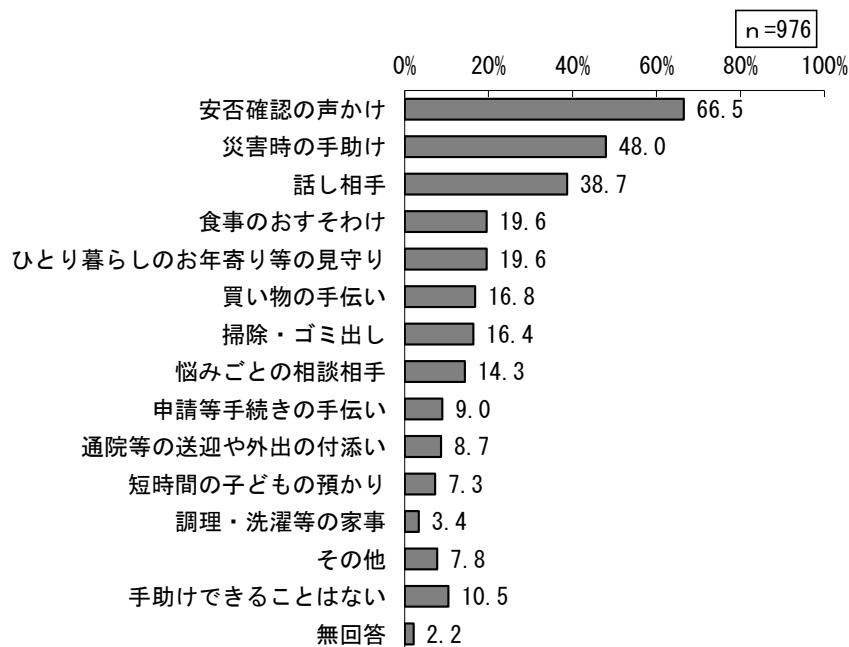
地区	← 助け合う気風がある →				
	全般的に あると思う	部分的には あると思う	全体として あまりない	わからない	無回答
小牛田地区 (n=161)	23.6%	46.6%	8.7%	19.3%	1.9%
不動堂地区 (n=282)	14.5%	50.0%	13.1%	22.3%	0.0%
北浦地区 (n=128)	17.2%	53.9%	10.9%	18.0%	0.0%
中坪地区 (n=88)	22.7%	56.8%	6.8%	13.6%	0.0%
青生地区 (n=84)	10.7%	58.3%	10.7%	17.9%	2.4%
南郷地区 (n=224)	20.1%	50.9%	8.5%	18.8%	1.8%

※ “助け合う気風がある”：「全般的に思う」、「部分的にはあると思う」と回答した方

(3) 地域で手助けできること

- 地域での手助けできることについては、「安否確認の声かけ」が66.5%と最も高く、次いで「災害時の手助け」(48.0%)、「話し相手」(38.7%)が上位に挙がっています。

図表 地域で手助けできること



- 地区ごとの手助けできる内容では、回答全体と同様に、各地区ともに「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

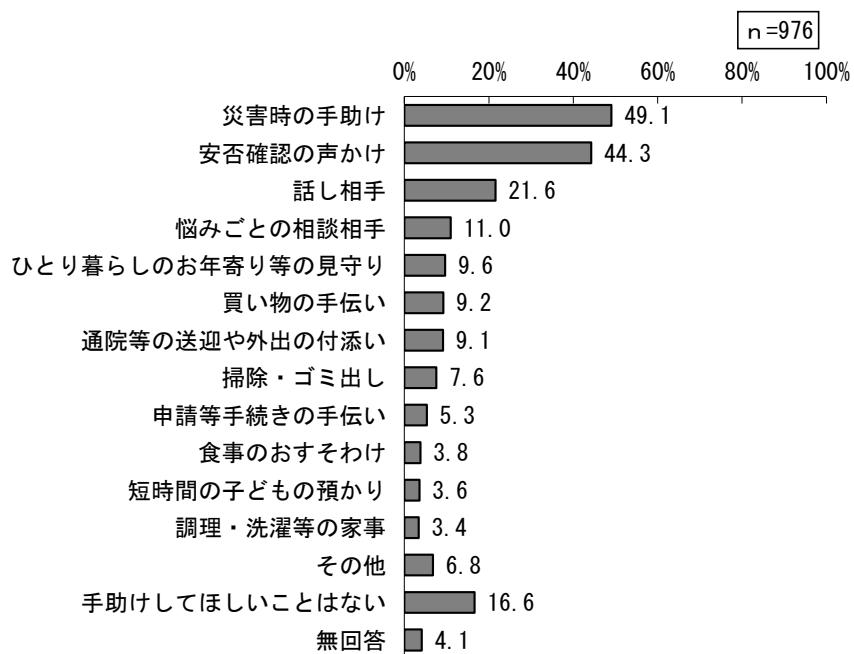
図表 地域での手助けできる内容（地区別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
小牛田地区 (n=161)	安否確認の声かけ 67.1%	災害時の手助け 49.7%	話し相手 38.5%
不動堂地区 (n=282)	安否確認の声かけ 69.1%	災害時の手助け 49.6%	話し相手 41.5%
北浦地区 (n=128)	安否確認の声かけ 71.1%	災害時の手助け 49.2%	話し相手 28.9%
中坪地区 (n=88)	安否確認の声かけ 69.3%	災害時の手助け 47.7%	話し相手 46.6%
青生地区 (n=84)	安否確認の声かけ 73.8%	災害時の手助け 40.5%	話し相手 29.8%
南郷地区 (n=224)	安否確認の声かけ 57.6%	災害時の手助け 48.7%	話し相手 41.1%

(4) 困ったときに手助けしてほしいこと

- 困ったときに手助けしてほしいことについては、「災害時の手助け」が49.1%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」(44.3%)、「話し相手」(21.6%)が上位に挙がっています。

図表 困ったときに手助けしてほしいこと



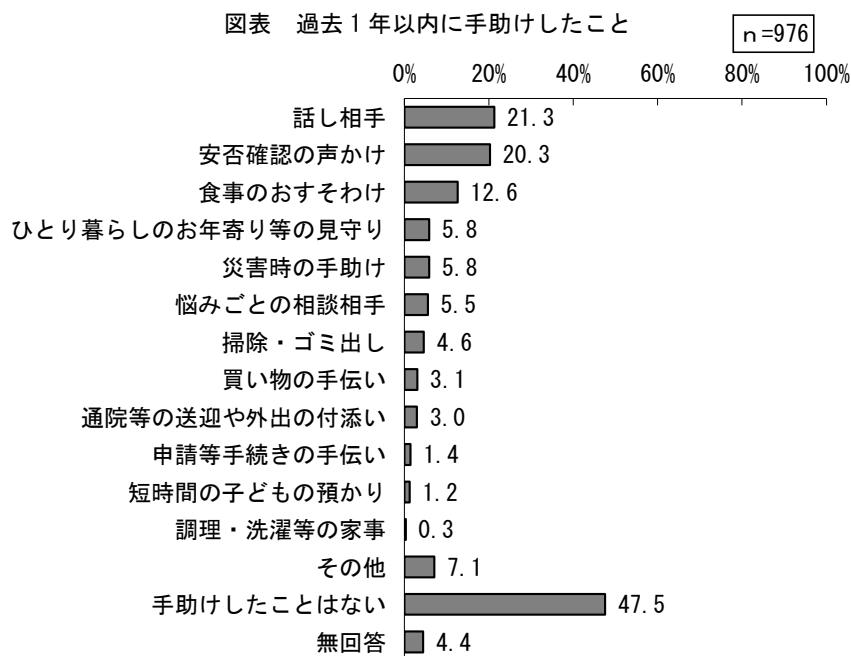
- 地区ごとの手助けしてほしい内容では、回答全体と同様に、各地区ともに「災害時の手助け」が最も高くなっています。

図表 困ったときに手助けしてほしいこと（地区別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
小牛田地区 (n=161)	災害時の手助け 45.3%	安否確認の声かけ 44.7%	話し相手 24.2%
不動堂地区 (n=282)	災害時の手助け 49.6%	安否確認の声かけ 47.9%	話し相手 21.6%
北浦地区 (n=128)	災害時の手助け 44.5%	安否確認の声かけ 43.8%	話し相手 19.5%
中埼地区 (n=88)	災害時の手助け 56.8%	安否確認の声かけ 47.7%	話し相手 28.4%
青生地区 (n=84)	災害時の手助け 47.6%	安否確認の声かけ 42.9%	話し相手 17.9%
南郷地区 (n=224)	災害時の手助け 52.2%	安否確認の声かけ 39.3%	話し相手 19.6%

(5) 過去1年以内に手助けしたこと

- ご近所とのお付き合いの中で、過去1年以内に手助けしたことについては、「話し相手」が21.3%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」(20.3%)、「食事のおすそわけ」(12.6%)が上位に挙がっています。



- 地区ごとの過去1年以内に手助けした内容では、回答全体と同様に、各地区で概ね「話し相手」、「安否確認の声かけ」、「食事のおすそわけ」を上位に挙げています。

図表 過去1年以内に手助けした内容（地区別：上位3項目）

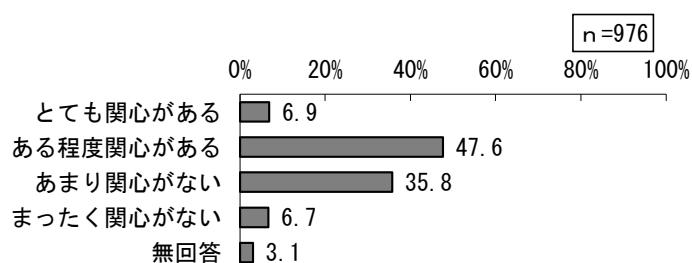
	第1位	第2位	第3位
小牛田地区 (n=161)	話し相手 21.7%	安否確認の声かけ 20.5%	食事のおすそわけ 15.5%
不動堂地区 (n=282)	話し相手 22.7%	安否確認の声かけ 18.1%	食事のおすそわけ 11.0%
北浦地区 (n=128)	安否確認の声かけ 25.8%	話し相手 20.3%	食事のおすそわけ 悩みごとの相談相手 7.0%
中坪地区 (n=88)	安否確認の声かけ 15.9%	話し相手 14.8%	食事のおすそわけ 11.4%
青生地区 (n=84)	安否確認の声かけ 31.0%	話し相手 19.0%	食事のおすそわけ 13.1%
南郷地区 (n=224)	話し相手 22.3%	安否確認の声かけ 17.4%	食事のおすそわけ 15.6%

4 地域活動について

(1) 地域活動への関心

- 地域活動への関心については、「ある程度関心がある」が47.6%と最も高くなっています。
- 「とても関心がある」(6.9%)、「ある程度関心がある」(47.6%)を合わせた5割(54.5%)の方は“関心がある”と感じている一方で、「あまり関心がない」(35.8%)、「まったく関心がない」(6.7%)を合わせた4割強(42.5%)は、“関心がない”と感じています。

図表 地域活動への関心



- 地区ごとの地域活動への関心をみると、各地域とも回答全体と同様に、「ある程度関心がある」が最も高くなっています。

図表 地域活動への関心（地区別）

	“関心がある”		“関心がない”		
	とても 関心がある	ある程度 関心がある	あまり 関心がない	まったく 関心がない	無回答
小牛田地区 (n=161)	9.3%	50.3%	32.9%	6.2%	1.2%
不動堂地区 (n=282)	6.4%	49.3%	38.3%	5.0%	1.1%
北浦地区 (n=128)	7.8%	45.3%	37.5%	7.8%	1.6%
中坪地区 (n=88)	3.4%	53.4%	33.0%	5.7%	4.5%
青生地区 (n=84)	8.3%	42.9%	40.5%	3.6%	4.8%
南郷地区 (n=224)	5.8%	43.8%	34.4%	10.3%	5.8%

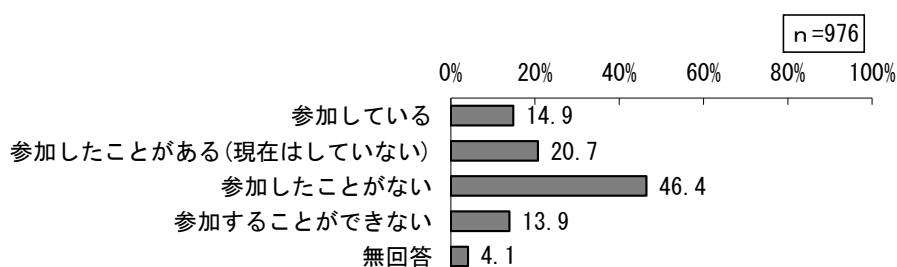
※ “関心がある”：「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した方

※ “関心がない”：「あまり関心がない」、「まったく関心がない」と回答した方

(2) 地域活動への参加状況

- 地域活動への参加状況については、「参加したことがない」が46.4%と最も高くなっています。
- 「参加している」(14.9%)、「参加したことがある」(20.7%)を合わせた4割(35.6%)の方は“参加経験がある”と回答している一方で、「参加したことがない」(46.4%)、「参加することができない」(13.9%)を合わせた6割(60.3%)の方は、“参加経験はない”と回答しています。

図表 地域活動への参加状況



- 地区ごとの地域活動への参加状況をみると、“参加経験がある”と回答した割合は、南郷地区が38.4%と最も高く、次いで北浦地区(36.7%)、中坪地区(36.3%)が上位に挙がっています。

図表 地域活動への参加状況（地区別）

地区	“参加経験がある”		“参加経験はない”		
	参加している	参加したことがある	参加したことがない	参加することができない	無回答
小牛田地区 (n=161)	14.9%	20.5%	46.6%	14.3%	3.7%
不動堂地区 (n=282)	13.8%	20.6%	48.2%	14.9%	2.5%
北浦地区 (n=128)	14.8%	21.9%	47.7%	14.1%	1.6%
中坪地区 (n=88)	13.6%	22.7%	47.7%	10.2%	5.7%
青生地区 (n=84)	11.9%	19.0%	50.0%	13.1%	6.0%
南郷地区 (n=224)	17.9%	20.5%	41.5%	14.3%	5.8%

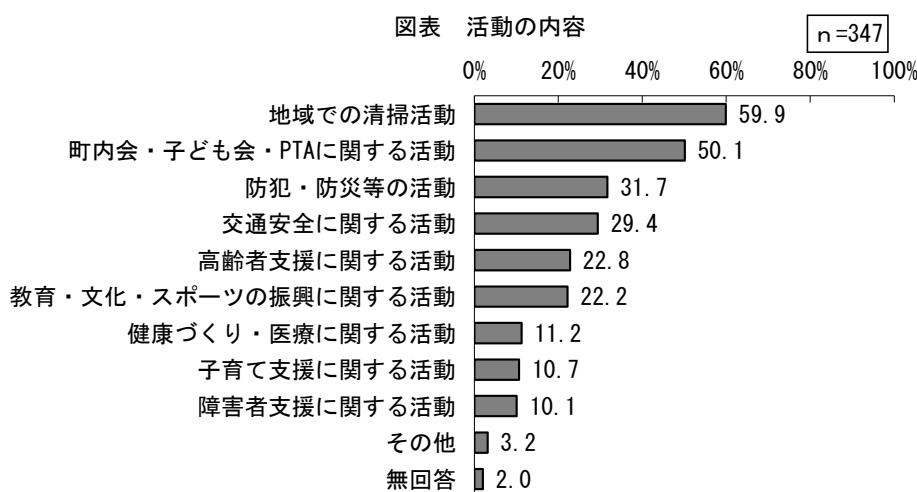
※ “参加経験がある”：「参加している」、「参加したことがある」と回答した方

※ “参加経験はない”：「参加したことがない」、「参加することができない」と回答した方

(3) 参加している地域活動の内容・きっかけ

① 活動の内容

- 地域活動へ「参加している」、「参加したことがある（現在はしていない）」と回答した方（n=347）の参加している地域活動の内容については、「地域での清掃活動」が59.9%と最も高く、次いで「町内会・子ども会・PTAに関する活動」(50.1%)、「防犯・防災等の活動」(31.7%)が上位に挙がっています。



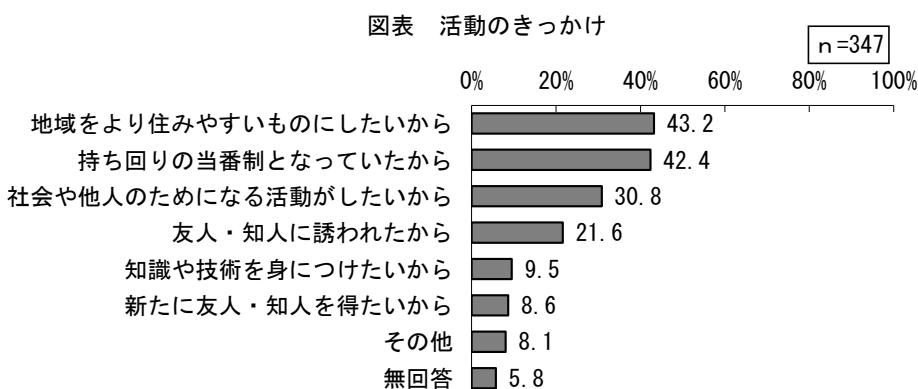
- 地区ごとの活動の内容をみると、回答全体と同様に、各地区で概ね「地域での清掃活動」、「町内会・子ども会・PTAに関する活動」、「防犯・防災等の活動」が上位に挙がっています。

図表 活動の内容（地区別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
	地域での清掃活動 56.1%	町内会・子ども会・PTAに関する活動 45.6%	防犯・防災等の活動 26.3%
小牛田地区 (n=57)	町内会・子ども会・PTAに関する活動 57.7%	防犯・防災等の活動 24.7%	教育・文化・スポーツの振興に関する活動 21.6%
	地域での清掃活動 53.2%	地域での清掃活動 48.9%	防犯・防災等の活動 42.6%
中坪地区 (n=32)	地域での清掃活動 65.6%	町内会・子ども会・PTAに関する活動 46.9%	教育・文化・スポーツの振興に関する活動 40.6%
	地域での清掃活動 69.2%	町内会・子ども会・PTAに関する活動 61.5%	交通安全に関する活動 42.3%
南郷地区 (n=86)	地域での清掃活動 67.4%	交通安全に関する活動 47.7%	町内会・子ども会・PTAに関する活動 41.9%

② 活動のきっかけ

○ 地域活動へ「参加している」、「参加したことがある（現在はしていない）」と回答した方（n=347）の活動のきっかけについては、「地域をより住みやすいものにしたいから」が43.2%と最も高く、次いで「持ち回りの当番制となっていたから」(42.4%)、「社会や他人のためになる活動がしたいから」(30.8%)が上位に挙がっています。



○ 地区ごとの活動のきっかけをみると、回答全体と同様に、各地区で概ね「地域をより住みやすいものにしたいから」、「持ち回りの当番制となっていたから」、「社会や他人のためになる活動がしたいから」を上位に挙げています。

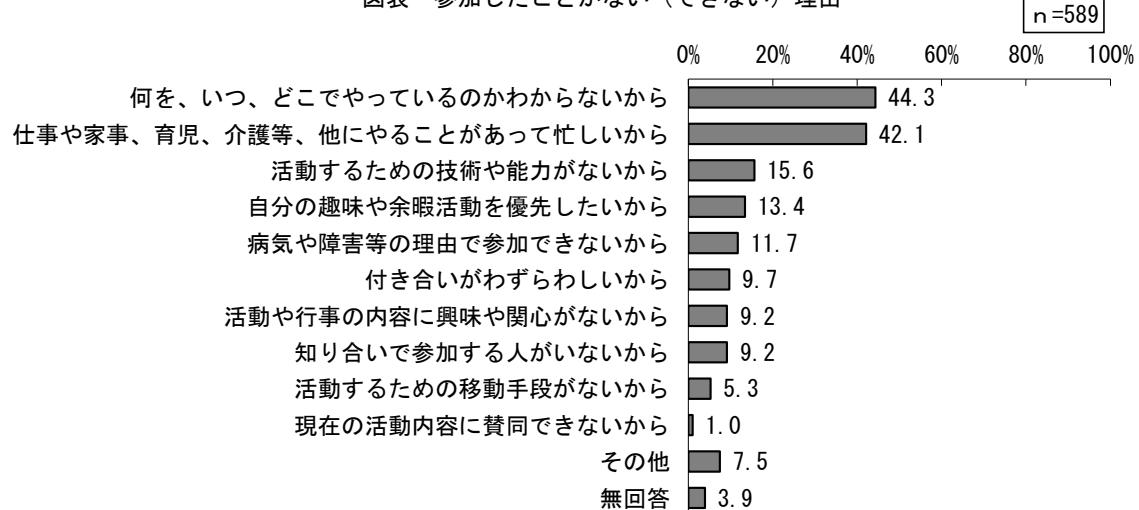
図表 活動のきっかけ（地区別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
小牛田地区 (n=57)	持ち回りの当番制となっていたから 49.1%	友人・知人に誘われたから 36.8%	社会や他人のためになる活動がしたいから 33.3%
不動堂地区 (n=97)	地域をより住みやすいものにしたいから 41.2%	持ち回りの当番制となっていたから 38.1%	社会や他人のためになる活動がしたいから 29.9%
北浦地区 (n=47)	地域をより住みやすいものにしたいから 51.1%	社会や他人のためになる活動がしたいから 持ち回りの当番制となっていたから 40.4%	
中坪地区 (n=32)	地域をより住みやすいものにしたいから 56.3%	持ち回りの当番制となっていたから 40.6%	友人・知人に誘われたから 31.3%
青生地区 (n=26)	地域をより住みやすいものにしたいから 61.5%	持ち回りの当番制となっていたから 38.5%	社会や他人のためになる活動がしたいから 友人・知人に誘われたから 26.9%
南郷地区 (n=86)	持ち回りの当番制となっていたから 46.5%	地域をより住みやすいものにしたいから 40.7%	社会や他人のためになる活動がしたいから 29.1%

(4) 参加したことがない（できない）理由

- 地域活動へ「参加したことがない」、「参加することができない」と回答した方（n=589）の参加したことがない（できない）理由については、「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」が44.3%と最も高く、次いで「仕事や家事、育児、介護等、他にやることがあって忙しいから」(42.1%)、「活動するための技術や能力がないから」(15.6%)が上位に挙がっています。

図表 参加したことがない（できない）理由

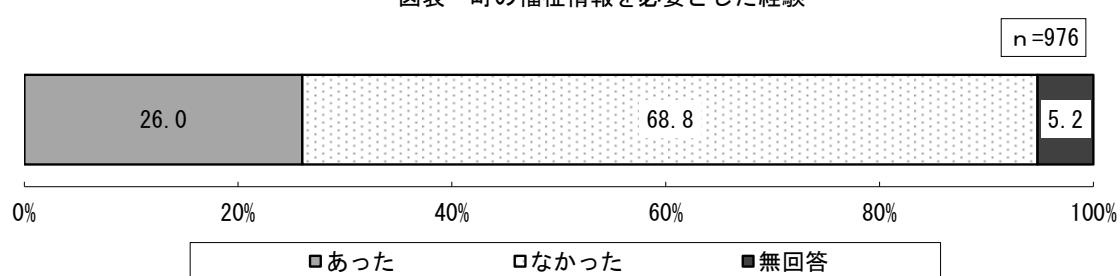


5 町の福祉情報の入手・福祉サービスについて

(1) 町の福祉情報を必要とした経験

- 町の福祉情報を必要とした経験については、「あった」が26.0%、「なかった」が68.8%となっています。

図表 町の福祉情報を必要とした経験



- 地区ごとの町の福祉情報を必要とした経験をみると、「あった」と回答した割合は、小牛田地区（30.4%）、中坪地区（27.3%）、不動堂地区（27.0%）が、上位に挙がっています。

図表 町の福祉情報を必要とした経験（地区別）

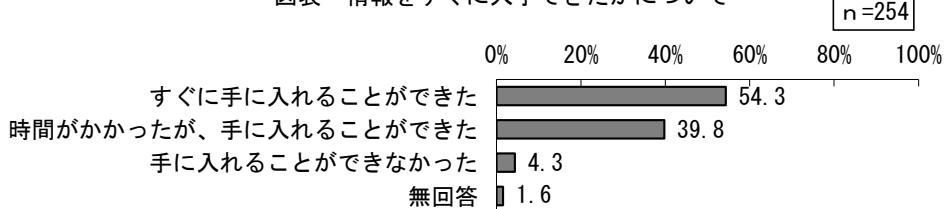
	あった	なかつた	無回答
小牛田地区 (n=161)	30.4%	65.8%	3.7%
不動堂地区 (n=282)	27.0%	68.8%	4.3%
北浦地区 (n=128)	24.2%	71.1%	4.7%
中坪地区 (n=88)	27.3%	64.8%	8.0%
青生地区 (n=84)	23.8%	71.4%	4.8%
南郷地区 (n=224)	23.2%	71.4%	5.4%

（2）情報をすぐに入手できたかについて

- 町の福祉情報を「すぐに手に入れることができた」（54.3%）、「時間がかかったが、手に入れることができた」（39.8%）を合わせた9割半（94.1%）が必要な福祉情報を“入手できた”と回答しています。

- 一方で「手に入れることができなかつた」割合は1割未満（4.3%）となっています。

図表 情報をすぐに入手できたかについて



- 地区ごとの情報をすぐに入手できたかについてみると、「手に入れることができなかつた」割合は、小牛田地区（6.1%）、南郷地区（5.8%）、青生地区（5.0%）が、上位に挙がっています。

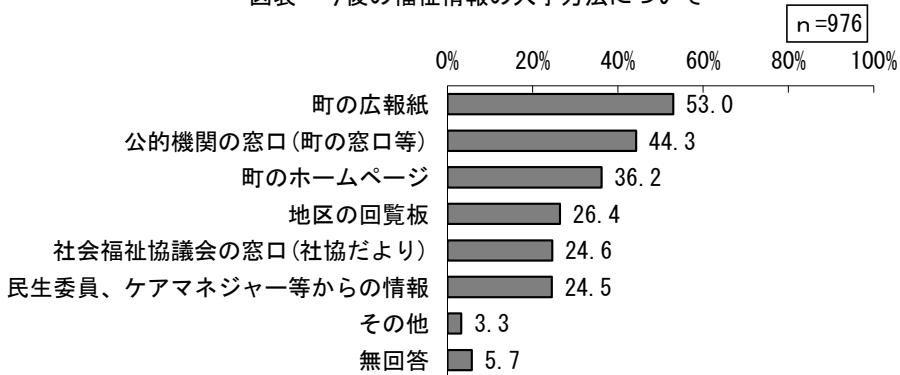
図表 情報をすぐに入手できたかについて（地区別）

	すぐに手に入れることができた	時間がかかったが、手に入れることができた	手に入れることができなかつた	無回答
小牛田地区 (n=49)	61.2%	32.7%	6.1%	0.0%
不動堂地区 (n=76)	57.9%	35.5%	3.9%	2.6%
北浦地区 (n=31)	45.2%	48.4%	0.0%	6.5%
中坪地区 (n=24)	41.7%	58.3%	0.0%	0.0%
青生地区 (n=20)	55.0%	40.0%	5.0%	0.0%
南郷地区 (n=80)	55.8%	38.5%	5.8%	0.0%

(3) 今後の福祉情報の入手方法について

- 今後の福祉情報の入手方法については、「町の広報紙」が53.0%と最も高く、次いで「公的機関の窓口(町の窓口等)」(44.3%)、「町のホームページ」(36.2%)が上位に挙がっています。

図表 今後の福祉情報の入手方法について



- 地区ごとの今後の福祉情報の入手方法についてみると、回答全体と同様に、各地区で概ね「町の広報紙」、「公的機関の窓口(町の窓口等)」、「町のホームページ」を上位に挙げています。

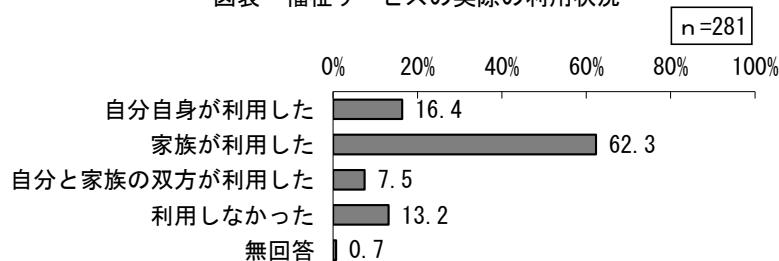
図表 今後の福祉情報の入手方法について（地区別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
小牛田地区 (n=161)	町の広報紙 49.1%	公的機関の窓口 (町の窓口等) 48.4%	町のホームページ 34.2%
不動堂地区 (n=282)	町の広報紙 57.8%	公的機関の窓口 (町の窓口等) 44.7%	町のホームページ 42.9%
北浦地区 (n=128)	町の広報紙 59.4%	公的機関の窓口 (町の窓口等) 40.6%	町のホームページ 38.3%
中坪地区 (n=88)	町の広報紙 53.4%	公的機関の窓口 (町の窓口等) 40.9%	民生委員、ケアマネジャー等からの情報 34.1%
青生地区 (n=84)	公的機関の窓口 (町の窓口等) 47.6%	町の広報紙 46.4%	町のホームページ 33.3%
南郷地区 (n=224)	町の広報紙 50.0%	公的機関の窓口 (町の窓口等) 42.0%	町のホームページ 32.1%

(4) 福祉サービスの実際の利用状況

- 福祉サービスを利用したいと思ったことが「あった」と回答した方 (n=281) の実際の利用状況については、「自分自身が利用した」(16.4%)、「家族が利用した」(62.3%)、「自分と家族の双方が利用した」(7.5%) を合わせた 9 割 (86.2%) が福祉サービスを“実際に利用した”と回答しています。
- 一方で「利用しなかった」割合は 1 割 (13.2%) となっています。

図表 福祉サービスの実際の利用状況



- 地区ごとの実際の利用状況についてみると、“実際に利用した”割合は、青生地区 (90.0%)、南郷地区 (88.7%)、中坪地区 (88.0%) が、上位に挙がっています。
- 「利用しなかった」割合は、不動堂地区 (16.7%)、小牛田地区 (14.3%)、北浦地区 (13.8%) が、上位に挙がっています。

図表 福祉サービスの実際の利用状況（地区別）

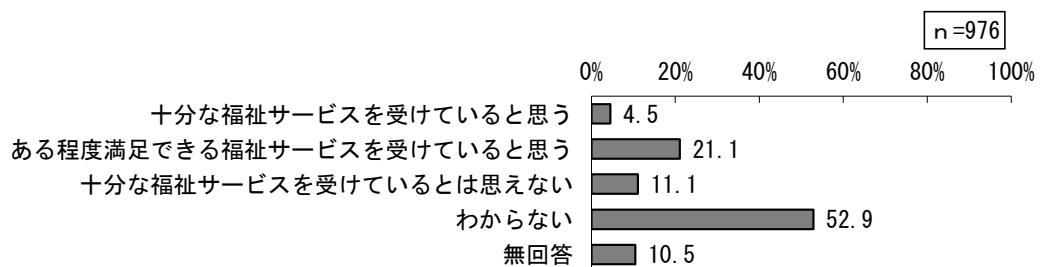
	“実際に利用した”				
	自分自身が利用した	家族が利用した	自分と家族の双方が利用した	利用しなかった	無回答
小牛田地区 (n=56)	16.1%	60.7%	8.9%	14.3%	0.0%
不動堂地区 (n=78)	16.7%	56.4%	10.3%	16.7%	0.0%
北浦地区 (n=29)	10.3%	65.5%	10.3%	13.8%	0.0%
中坪地区 (n=25)	8.0%	76.0%	4.0%	8.0%	4.0%
青生地区 (n=20)	25.0%	60.0%	5.0%	10.0%	0.0%
南郷地区 (n=71)	19.7%	66.2%	2.8%	9.9%	1.4%

※ “実際に利用した”：「自分自身が利用した」、「家族が利用した」、「自分と家族の双方が利用した」と回答した方

(5) 町内で十分な福祉サービスを受けられるかについて

- 町内で十分な福祉サービスを受けられるかについては、「わからない」が 52.9% と最も高くなっています。
- 「十分な福祉サービスを受けていると思う」(4.5%)、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」(21.1%) を合わせた 3 割半 (25.6%) の方は “町内で十分な福祉サービスを受けられている” と感じています。一方で、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」と回答した方は、1 割 (11.1%) となっています。

図表 町内で十分な福祉サービスを受けられるかについて



- 地区ごとの町内で十分な福祉サービスを受けられるかについてみると、“町内で十分な福祉サービスを受けられている” 割合は、南郷地区 (27.6%)、不動堂地区 (26.9%)、小牛田地区 (25.5%) が、上位に挙がっています。
- 「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」割合は、中坪地区 (13.6%)、小牛田地区 (11.8%)、不動堂地区 (11.0%) が、上位に挙がっています。

図表 町内で十分な福祉サービスを受けられるかについて（地区別）

	“町内で十分な福祉サービスを受けられている”			
	十分な福祉サービスを受けていると思う	ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う	十分な福祉サービスを受けているとは思えない	無回答
小牛田地区 (n=161)	6.2%	19.3%	11.8%	12.4%
不動堂地区 (n=282)	3.9%	23.0%	11.0%	7.8%
北浦地区 (n=128)	1.6%	18.8%	10.9%	14.8%
中坪地区 (n=88)	0.0%	25.0%	13.6%	12.5%
青生地区 (n=84)	4.8%	20.2%	10.7%	4.8%
南郷地区 (n=224)	7.1%	20.5%	9.4%	10.7%

※ “町内で十分な福祉サービスを受けられている”：「十分な福祉サービスを受けていると思う」、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」と回答した方

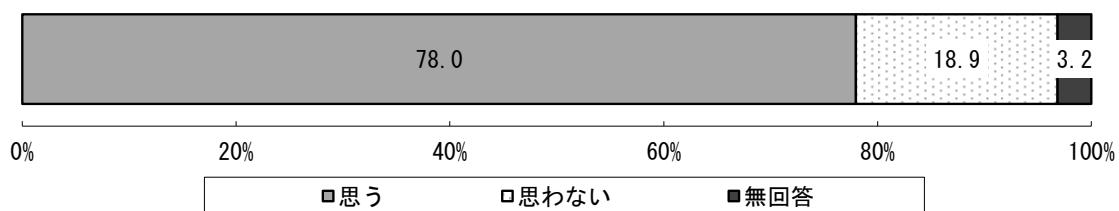
6 相談・人権・権利擁護について

(1) 誰かに相談したいと思うかについて

- 困ったことがあるときに誰かに相談したいかについては、「思う」が78.0%、「思わない」が18.9%となっています。

図表 誰かに相談したいと思うかについて

n=976



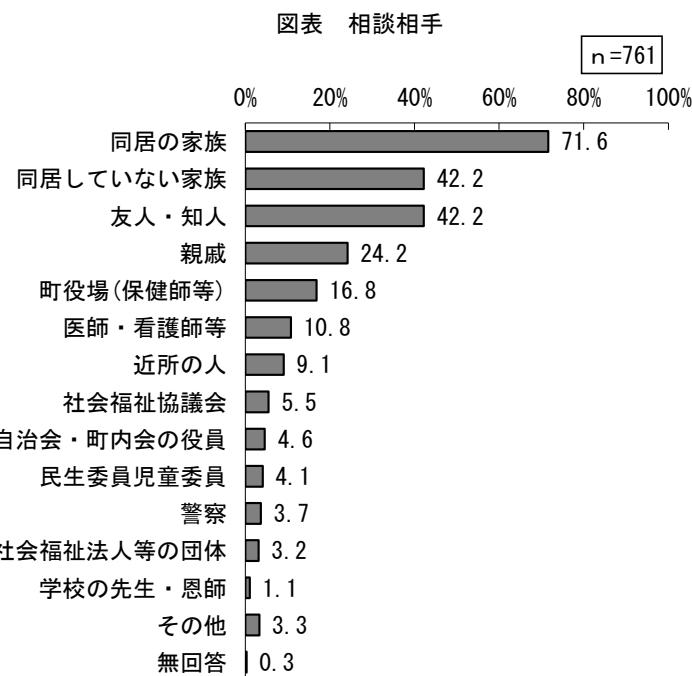
- 地区ごとの困ったことがあるときに誰かに相談したいかについて、「思う」と回答した割合は、北浦地区(82.0%)、不動堂地区(81.2%)、中坪地区(80.7%)が、上位に挙がっています。

図表 誰かに相談したいと思うかについて（地区別）

	思う	思わない	無回答
小牛田地区(n=161)	78.9%	17.4%	3.7%
不動堂地区(n=282)	81.2%	18.1%	0.7%
北浦地区(n=128)	82.0%	15.6%	2.3%
中坪地区(n=88)	80.7%	14.8%	4.5%
青生地区(n=84)	71.4%	25.0%	3.6%
南郷地区(n=224)	71.9%	22.8%	5.4%

(2) 相談相手

- 誰かに相談したいと「思う」と回答した方(n=761)の相談相手については、「同居の家族」が71.6%と最も高く、次いで「同居していない家族」、「友人・知人」(ともに42.2%)、「親戚」(24.2%)、「町役場(保健師等)」(16.8%)が上位に挙がっています。



- 地区ごとの相談相手をみると、回答全体と同様に、各地区で「同居の家族」、「同居していない家族」、「友人・知人」を上位に挙げています。

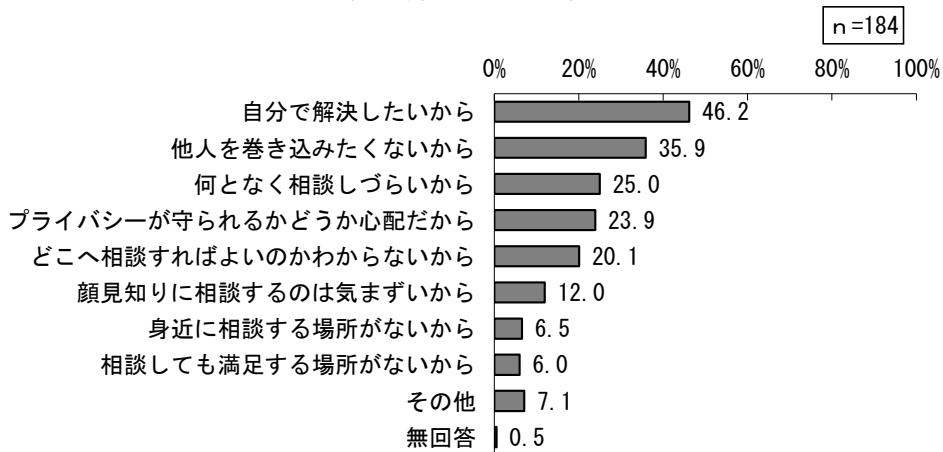
図表 相談相手（地区別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
小牛田地区(n=127)	同居の家族 74.0%	同居していない家族 44.1%	友人・知人 40.9%
不動堂地区(n=229)	同居の家族 72.5%	同居していない家族 48.0%	友人・知人 44.5%
北浦地区(n=105)	同居の家族 70.5%	同居していない家族 42.9%	友人・知人 41.9%
中坪地区(n=71)	同居の家族 70.4%	友人・知人 39.4%	同居していない家族 36.6%
青生地区(n=60)	同居の家族 63.3%	同居していない家族 53.3%	友人・知人 35.0%
南郷地区(n=161)	同居の家族 72.0%	友人・知人 44.1%	同居していない家族 31.7%

(3) 相談したいと思わない理由

- 誰かに相談したいと「思わない」と回答した方 (n=184) の相談したいと思わない理由について、「自分で解決したいから」が 46.2% と最も高く、次いで「他人を巻き込みたくないから」(35.9%)、「何となく相談しづらいから」(25.0%) が上位に挙がっています。

図表 相談したいと思わない理由



- 地区ごとの相談したいと思わない理由をみると、回答全体と同様に、各地区で概ね「自分で解決したいから」、「他人を巻き込みたくないから」、「何となく相談しづらいから」を上位に挙げています。

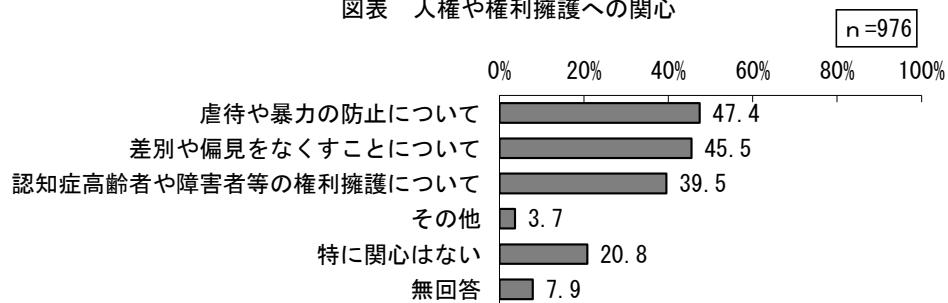
図表 相談したいと思わない理由（地区別：上位 3 項目）

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
小牛田地区 (n=28)	自分で解決したいから 42.9%	プライバシーが守られるか どうか心配だから 32.1%	他人を巻き込みたくないから 何となく相談しづらいから 25.0%
不動堂地区 (n=51)	自分で解決したいから 47.1%	他人を巻き込みたくないから 45.1%	どこへ相談すればよいのか わからないから 27.5%
北浦地区 (n=20)	自分で解決したいから 55.0%	他人を巻き込みたくないから/プライバシーが守られるか どうか心配だから/どこへ相談すればよいのかわからないから 30.0%	
中坪地区 (n=13)	何となく相談しづらいから 61.5%	プライバシーが守られるか どうか心配だから 46.2%	自分で解決したいから 38.5%
青生地区 (n=21)	他人を巻き込みたくないから 47.6%	自分で解決したいから 42.9%	何となく相談しづらいから 33.3%
南郷地区 (n=51)	自分で解決したいから 47.1%	他人を巻き込みたくないから 31.4%	何となく相談しづらいから 21.6%

(4) 人権や権利擁護への関心

- 人権や権利擁護への関心については、「虐待や暴力の防止について」が 47.4%と最も高く、次いで「差別や偏見をなくすことについて」(45.5%)、「認知症高齢者や障害者等の権利擁護について」(39.5%) が上位に挙がっています。

図表 人権や権利擁護への関心



- 地区ごとの人権や権利擁護への関心をみると、回答全体と同様に、各地区で「虐待や暴力の防止について」、「差別や偏見をなくすことについて」、「認知症高齢者や障害者等の権利擁護について」を上位に挙げています。

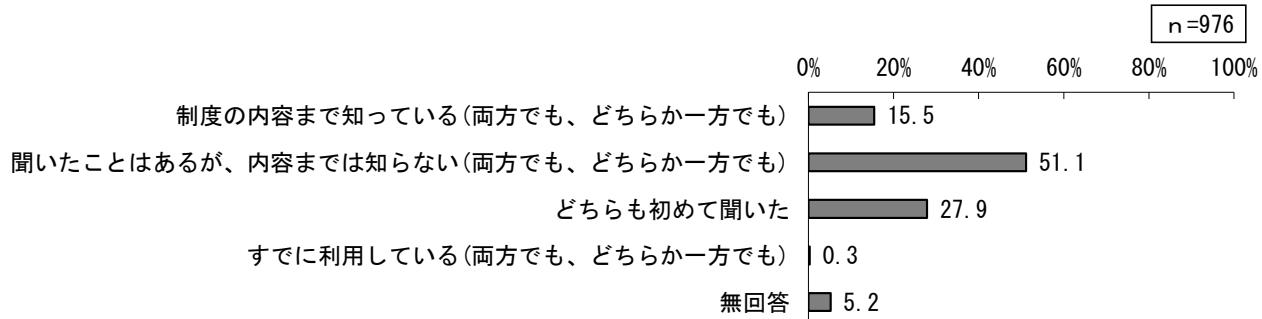
図表 人権や権利擁護への関心（地区別：上位 3 項目）

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
小牛田地区 (n=161)	虐待や暴力の防止について 差別や偏見をなくすことについて 46.0%		認知症高齢者や障害者等の 権利擁護について 42.9%
不動堂地区 (n=282)	虐待や暴力の防止について 51.4%	差別や偏見をなくすことについて 48.6%	認知症高齢者や障害者等の 権利擁護について 42.2%
北浦地区 (n=128)	虐待や暴力の防止について 51.6%	差別や偏見をなくすことについて 48.4%	認知症高齢者や障害者等の 権利擁護について 42.2%
中坪地区 (n=88)	虐待や暴力の防止について 56.8%	認知症高齢者や障害者等の 権利擁護について 46.6%	差別や偏見をなくすことについて 42.0%
青生地区 (n=84)	差別や偏見をなくすことについて 41.7%	虐待や暴力の防止について 認知症高齢者や障害者等の 権利擁護について 35.7%	
南郷地区 (n=224)	虐待や暴力の防止について 42.9%	差別や偏見をなくすことについて 41.1%	認知症高齢者や障害者等の 権利擁護について 32.1%

(5) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知について

- 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知については、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が51.1%と最も高くなっています。
- 「制度の内容まで知っている」(15.5%)、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」(51.1%)を合わせた“制度を認知している”割合は66.6%となっています。
- 「すでに利用している」は0.3%、「どちらも初めて聞いた」は27.9%なっています。

図表 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知について



- 地区ごとの成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知についてみると、“制度を認知している”割合は、北浦地区(73.4%)、不動堂地区(70.2%)、南郷地区(65.2%)が、上位に挙がっています。
- 「どちらも初めて聞いた」割合は、中坪地区(34.1%)、小牛田地区(30.4%)、青生地区(28.6%)が、上位に挙がっています。

図表 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知について（地区別）

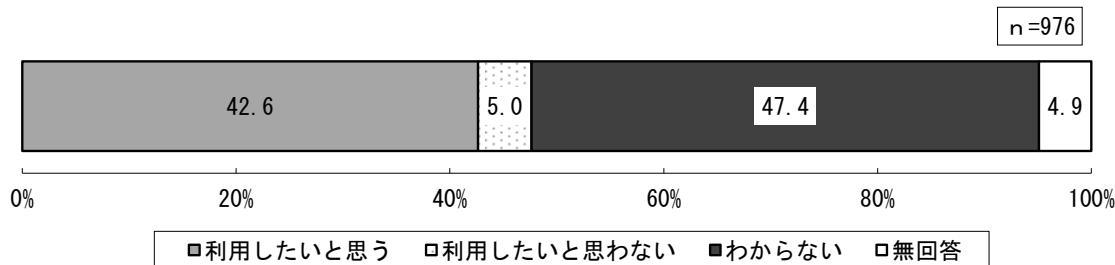
	“制度を認知している”				
	制度の内容まで 知っている	聞いたことはあるが、 内容までは知らない	どちらも初めて 聞いた	すでに利用して いる	無回答
小牛田地区(n=161)	17.4%	46.6%	30.4%	0.6%	5.0%
不動堂地区(n=282)	15.2%	55.0%	27.3%	0.4%	2.1%
北浦地区(n=128)	16.4%	57.0%	22.7%	0.0%	3.9%
中坪地区(n=88)	14.8%	44.3%	34.1%	0.0%	6.8%
青生地区(n=84)	13.1%	51.2%	28.6%	0.0%	7.1%
南郷地区(n=224)	15.6%	49.6%	27.2%	0.0%	7.6%

※ “制度を認知している”：「制度の内容まで知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と回答した方

(6) 権利擁護制度の利用意向

- 権利擁護制度の利用意向については、「利用したいと思う」が42.6%、「利用したいと思わない」が5.0%となっています。
- 「わからない」と回答した割合は47.4%となっています。

図表 権利擁護制度の利用意向



- 地区別による権利擁護制度の利用意向をみると、「利用したいと思う」と回答した割合は、不動堂地区（48.6%）、北浦地区（46.9%）、青生地区（40.5%）が、上位に挙がっています。

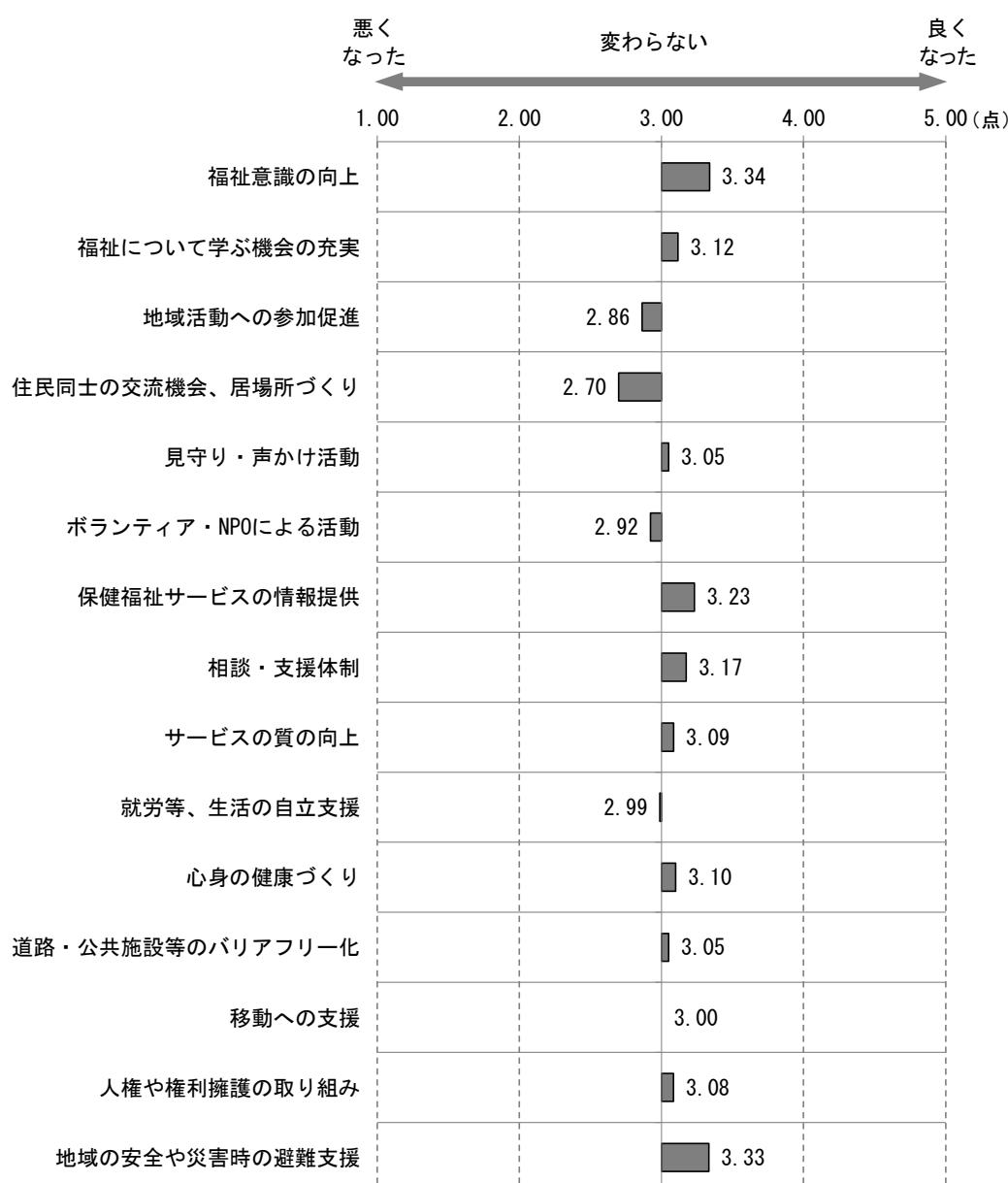
図表 権利擁護制度の利用意向（地区別）

	利用したいと思う	利用したいと思わない	わからない	無回答
小牛田地区 (n=161)	39.8%	4.3%	49.1%	6.8%
不動堂地区 (n=282)	48.6%	4.6%	44.3%	2.5%
北浦地区 (n=128)	46.9%	5.5%	44.5%	3.1%
中坪地区 (n=88)	37.5%	3.4%	51.1%	8.0%
青生地区 (n=84)	40.5%	6.0%	47.6%	6.0%
南郷地区 (n=224)	38.4%	6.3%	50.9%	4.5%

7 地域福祉推進における主な取り組みの評価

- 地域福祉推進における主な取り組みの評価について、良くなつた（5点に近い）項目では「福祉意識の向上」、「地域の安全や災害時の避難支援」、「保健福祉サービスの情報提供」が上位に挙がっています。
- 悪くなつた（1点に近い）項目では、「住民同士の交流機会、居場所づくり」、「地域活動への参加促進」、「ボランティア・NPOによる活動」が上位に挙がっています。

図表 地域福祉推進における主な取り組みの評価



第4節 前計画における取り組みの進捗状況

1 第1期美里町地域福祉計画の評価について

第1期美里町地域福祉計画では、基本目標に、「1 住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり」、「2 住民、関係団体、町による協働の地域づくり」、「3 保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくり」、「4 だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり」を掲げ、その実現を図るため、それぞれの基本目標に施策の方針と具体的な展開を設定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

第2期美里町地域福祉計画策定にあたって、町で実施している事務事業評価等を基に、美里町地域連携推進会議において進捗の確認を行い、基本目標ごとに今後の施策の方向性について整理をしました。

基本目標1 住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり

少子高齢化による核家族化の進行、高齢者のひとり暮らしの増加、価値観の多様化、コミュニケーションの不足などの社会背景に対応するため、相談の場を設けたり、集まる場所や機会を設けながら各種事業等を実施し、地域課題の掘り起こしを行いました。

しかし、昨今は制度の狭間でサービスの利用が難しい人や、問題を抱えているケースの背景が複雑化し、地域から孤立化しているケースもみられることから、支援を必要とする人の把握や早期からの支援が困難な状況となっており、今後、そういういたケースの支援についても対応していく必要があります。

基本目標2 住民、関係団体、町による協働の地域づくり

研修や勉強会、各情報交換会を通じて、各種事業所、団体、地域住民との情報共有や連携に努め、住民同士の身近な支え合い、助け合いといった地域福祉活動を支えていくための人材や団体の支援及び育成を行いましたが、一方で若い世代の参加が少ないなどの課題があることから、多世代が参加しやすい内容やスケジュール設定を意識して事業を実施する必要があります。

基本目標3 保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくり

保健福祉サービスを利用するため周知の手法にSNS等の新しいツールを活用するなど、サービスの利用に関して、対象者に適正な支援の情報を伝え、対象者やその支援者等の相談を通じて必要なものを対象者が選択した上で支援できる体制整備に努めました。

基本目標4 だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり

住民バスの運行のほか、南郷地域ではデマンドタクシーを運行して移動手段を確保したほか、各種事業により高齢者や障害者の生活圏域の移動のサポートと経済的な負担軽減を図りました。

災害対応は避難支援者の確保など課題も山積しており、引き続き関係課と調整を行いながら災害対応等の準備を進めていく必要があります。

また、交通安全・防犯対策については、その活動と啓発について効果的に実施できましたが、それに隊員数の確保などが今後の課題となります。

2 第3次美里町地域福祉活動計画の評価について

第3次美里町地域福祉活動計画では、基本目標に、「1 安心して生活できる福祉のまちづくり」、「2 心のかよいあう福祉のまちづくり」、「3 みんなでつくる福祉のまちづくり」、「4 地域福祉推進のための基盤づくり」を掲げ、その実現を図るため、それぞれの基本目標に活動の方針と具体的な取り組みを設定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

第4次美里町地域福祉活動計画策定にあたって、ボランティアグループ情報交換会、美里町介護・福祉サービス事業所連絡会、住民代表等による意見交換会の意見、町社協の事務事業評価を基に、美里町地域連携推進会議において進捗の確認を行い、基本目標ごとに今後の施策の方向性について整理をしました。

基本目標1 安心して生活できる福祉のまちづくり

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）を中心に、福祉活動推進員や民生委員・児童委員、行政区長、町等の関係機関と連携し、支援が必要な方を地域で日常的にさりげなく気にかけ、見守り合う活動を推進してきました。

その一方で、家族や地域との関係が途切れた社会的孤立や排除といった問題が見受けられ、身近に相談し合える関係づくりを地域の中で育んでいく取り組みとともに、早期に適切な相談機関や制度・サービスへつながるよう総合的な支援体制の整備を進める必要があります。

基本目標2 心のかよいあう福祉のまちづくり

地域共生社会の実現に向けて、家庭や地域、学校、企業などの多様な活動主体がそれぞれの活動や集いの場などを通して「ふくし」について学び合うとともに、社協だよりやホームページなどの多様な広報媒体を通して、福祉意識の向上を図りました。

今後も多機関他業種と連携して地域課題の把握に努め、多様な人材の発掘と育成を行いながら、地域共生・地域福祉の推進をしていく必要があります。

基本目標3 みんなでつくる福祉のまちづくり

ボランティアセンターを中心に、ボランティア・地域活動や福祉教育などに関する相談や広報・啓発事業等を通して、引き続き、潜在化している活動の担い手の発掘・育成を図り、すそ野拡大に取り組むとともに、地域の生活課題に対する新たな活動の検討やこれまで行ってきた活動の活性化に取り組んでいく必要があります。

また、多様な主体と協働して防災意識や防災機能の向上を図るとともに、災害にも強い地域づくりを推進していく必要があります。

基本目標4 地域福祉推進のための基盤づくり

地区社協を中心とした地域活動の実践者をはじめ、関係機関等と地域の強みや課題等を情報共有し、今後の取り組みなどを協議してきました。引き続き、分野を超えた重層的な情報共有の機会や連携・協働へのネットワークづくりに取り組んでいく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けて、互いに手を取り合って誰もが安心安全に暮らせる地域づくりを進めるため、地域福祉推進のための財源確保と包括的な支援体制の仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

第5節 地域福祉に係る課題

1 課題の考え方

前節までの美里町の概況から見えてくる現状分析、アンケート調査結果から推測される潜在的問題の掘り起こしとニーズの把握、美里町が策定した第1期美里町地域福祉計画及び町社協が策定した第3次美里町地域福祉活動計画の各種事業評価と振り返りを総合的に勘案し、今回の計画策定においては美里町の地域福祉の推進の観点から問題となっていること、やらなければならないこととして、主な課題を3つに整理して、課題解決のための道すじをまとめていくこととしました。

2 地域福祉の課題

(1) 必要な支援・サービスへつながる相談支援体制（仕組み）づくり

住民が抱える困りごとや生活課題は様々であり、アンケート調査の結果では、困ったことがあるときに誰かに相談したいかについて、8割が相談したいと感じる一方で、「自分で解決したい」、「他人を巻き込みたくない」、「何となく相談しづらい」といった理由から、相談しないと回答した割合が2割程度を占めており、課題が潜在化する傾向があることがうかがえます。また、相談したいと思わない理由には、「プライバシーが守られるかどうか心配」といった意見も上位に挙がっており、支援に対する配慮も重要と考えられます。

加えて、住民が困ったときに手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」、「話し相手」が多いほか、「悩みごとの相談相手」、外出などの移動の問題など、様々な分野のものがありました。

相談業務などからの課題では、多様で複雑化・複合的な課題や制度などの狭間にある問題への対応が、子ども・障害・高齢・生活困窮などの対象別によるサービス提供では解決が困難になっている現状があります。

そのため、地域全体で支援を必要としている人を把握していく体制づくりとともに、多様な主体による重層的な支え合い・助け合い活動や必要な制度・サービス提供などへつなげていく相談支援体制（仕組み）を構築していくことが求められています。

(2) つながり・支え合い活動の充実と地域共生社会

町内には、行政区や自治会などの地縁組織のほか、地区社協やボランティアなどの福祉団体や老人クラブなどの当事者団体があり、高齢者の見守り活動やお茶のみ会などのサロン活動が行われ、つながりづくりや支え合いに基づく地域活動が展開されています。

一方で、少子高齢化と人口減少が進んでいるほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域でふれあいや交流を目的とした集いの機会を持つことが困難となり、世代に関わらず、住民同士のつながりが弱くなっている現状もあります。

アンケート調査の結果では、「だれかに相談したい」場合、家族などの身近な相談相手の次に、友人・知人が挙げられており、近所づきあいや趣味活動など普段の暮らしの中の様々な機会を通して人と人とのつながりあう関係づくりを広めていくことが必要です。

また、活動にあたっての課題では、地域の要となる一部の役員に多くの負担がかかっている現状や、組織内の高齢化による会員の減少や役員の担い手不足、活動のマンネリ化などが見受けられます。

そのため、地域における福祉教育・協働教育の実践や、福祉の担い手育成により、多世代の地域活動への参画をすすめていく、活動を広めていくことが必要です。

そして、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として意識を高め主体的に地域活動に参画していくとともに、行政や福祉関係団体、企業などの多様な主体が連携・協働して地域共生社会に向けた取組みを進めていくことが求められています。

(3) わかりやすい情報提供と包括的な支援・サービスの充実

アンケート調査の結果では、福祉サービスを利用したいと思った住民の1割が「利用しなかった」と回答しています。その理由として、子育て支援、高齢福祉・介護保険分野では、「どんなサービスが受けられるのかわからなかった」が最上位に挙げられており、どのようなサービスがあり、どのようにすれば利用できるかなど、必要な情報が伝わっていない状況も見受けられます。また、障害福祉分野では、「利用するための手続きができなかった」が挙げられています。

そのため、困ったときに相談できる窓口や各種サービスに関するわかりやすい制度等の周知を様々な広報媒体を活用して行うとともに、福祉サービスの質の向上と、より利用しやすい仕組みについて引き続き整備していく必要があります。

また、地域共生社会に向けた取組みを進めていくには、人権尊重や権利擁護を広めていくことのほか、これまでの子ども・障害・高齢・生活困窮などの対象別によるサービス提供だけではなく、災害や交通・防災なども含めた様々な課題に対して、多様な主体が担い手となって横断的に連携・協働していくことが重要です。

そして、誰もが安心・安全を実感できる暮らしやすい生活環境に向けた包括的な支援・サービスの充実が求められています。

第3章 計画の基本方針

第1節 基本理念（めざす地域福祉の姿）

一人ひとりが手をとりあって、ともにいきいきと
暮らせるまち **みさと**

私たちが目指す地域福祉の未来の姿は子どもから高齢者まで、年齢も性別も、障害のある人もない人も、誰もが社会的な差別や偏見のない環境で、疎外感を感じることなく、どんな時でも互いに尊重し合い、困ったときには小さな力が幾重にも重なり合って、やがて様々な大きな支援へつながっていくことです。

誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現に向けて、町と町社協では、地域や各種関係団体と連携を図りながら身近な地域における地域福祉活動を推進してきました。

一方で、今後も少子高齢化の勢いは衰えることなく進行し、社会背景やライフスタイルの変化、要介護者の増加や地域課題の一層の複雑化も相まって、これからは各種課題の解決には住民や行政、多様な関係者が一丸となって解決に向けて調整を図らなければなりません。

そこで、今回の計画ではこれまで進めてきた地域福祉に関する具体的な取り組みを、さらに総合的かつ一体的に推進していくため、第1期美里町地域福祉計画で設定した基本理念である「一人ひとりが手をとりあって、ともにいきいきと暮らせるまち みさと」を継承し、引き続き地域における支え合いとともに、様々な主体が協力・連携し、いきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現へ向けて、様々な取り組みを進めていきます。

第2節 計画の視点

本計画に基づく地域福祉を推進し、基本理念の実現をめざしていくために重視すべき視点は、第1期美里町地域福祉計画の考え方を継承します。

(1) 地域における支え合いの醸成（支え合い・ひとづくり）

支援を必要とする人に対して、地域における身近な支え合いを中心とした、各種地域団体のネットワークを構築するとともに、ボランティアや地域活動の活性化、協働による福祉活動のしくみづくり、福祉教育の推進や啓発、地域福祉活動のPRによる担い手づくりなど支え合いの活動を担うひとづくりの基盤を構築し、それぞれが役割を担いながら、地域福祉の推進にあたります。

(2) 住民をはじめとする多様な主体の参加（参加・参画）

誰もがいきいきと安心して暮らせる地域づくりに向けて、日常の暮らしの中から顕在化する様々なニーズや生活課題を“我が事”として捉え、住民をはじめとする地域の多様な主体が自己の役割を認識しながら地域福祉活動に参加・参画できるよう働きかけます。

(3) 一人ひとりを尊重し合う地域づくり（共生）

性別、年齢、出身地や障害の有無などにより、地域社会から排除されることなく、人と地域資源すべてがかけがえのない存在として尊重し合いながら共生し、暮らしと生きがいを共に創造する地域づくりを進めます。

(4) 地域の生活課題への横断的な対応（包括・連携）

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」といった関係を超えて包括的に連携し、地域に暮らす住民の悩みや問題に丁寧に耳を傾け、地域の特色に応じた生活課題として把握・整理するとともに、個々の課題の関連を意識しながら課題の解決に向けて地域ぐるみで取り組みます。

第3節 基本目標

本計画の基本理念「一人ひとりが手をとりあって、ともにいきいきと暮らせるまち みさと」を実現するために、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 みんなが輝く人づくり

広報活動や福祉教育などの様々な機会を通して多様性を認め合い、人権や権利擁護を含めた地域福祉への理解を深めるとともに、地域の生活課題や地域福祉活動に積極的に関わり、参加することを通して福祉意識の醸成を目指します。

また、地域福祉活動を支える人材・団体の育成や支え合い・助け合い活動の充実、権利擁護体制の強化を目指します。

基本目標2 ささえあいと協働による地域づくり

住民同士の交流を通して、互いに支え合い・助け合う地域づくりに取り組み、子どもから高齢者まで地域ぐるみの福祉活動が促進されることを目指します。

また、自助・互助・共助・公助の連携のもと、誰もが地域において必要な支援を受けながら、自分らしい暮らしを続けていくことができる地域づくりを目指します。

基本目標3 ともにいきいきと暮らせる仕組みづくり

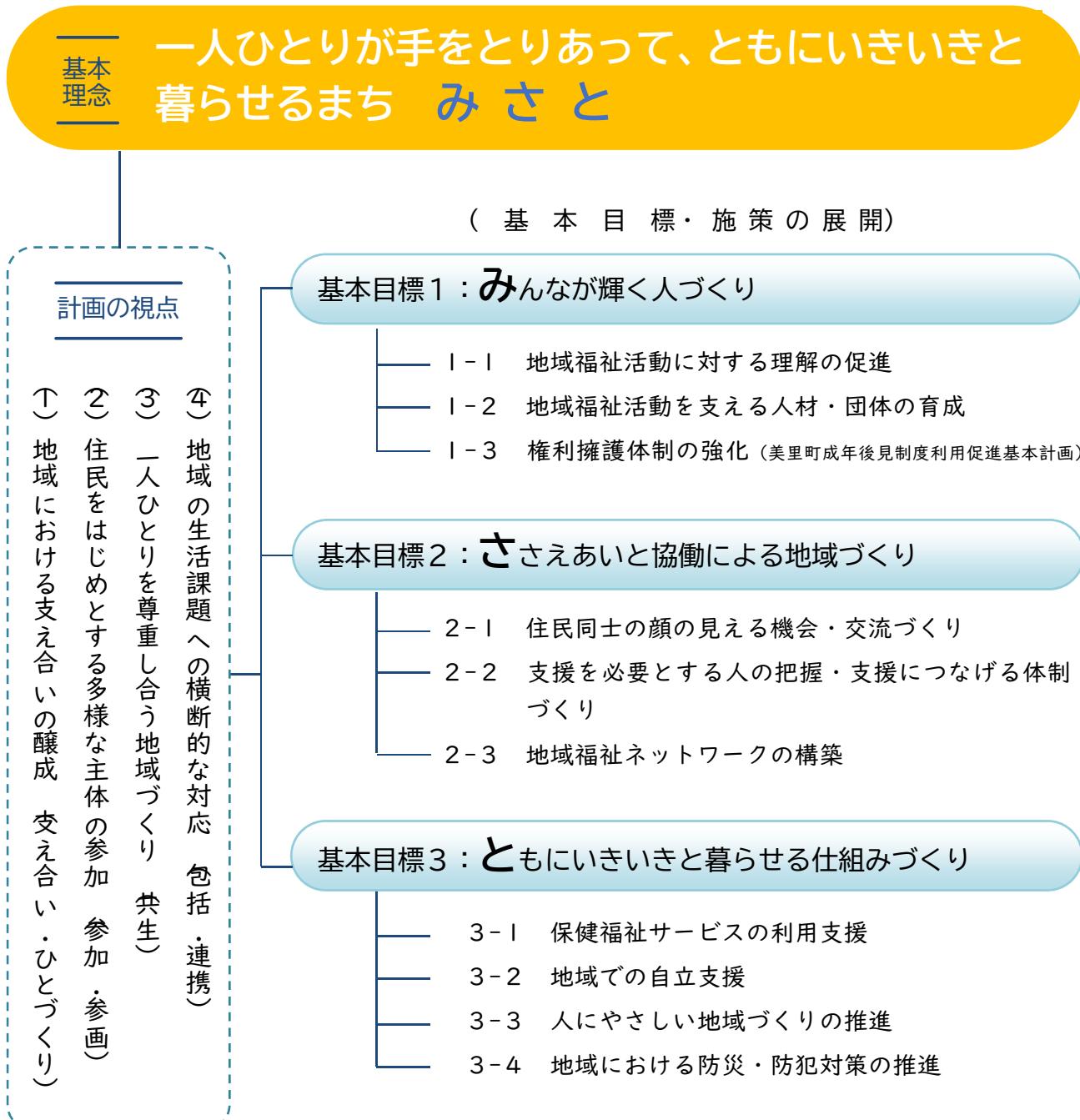
支援を必要とする人が、個々の生活や身体などの状況に応じた適切なサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供と、きめ細かな相談支援体制の充実を目指します。

また、複雑化・多様化した地域の生活課題にも柔軟に対応できるよう、保健・医療・福祉・介護の連携強化に努めるほか、災害時の避難行動支援の体制整備や防犯・交通安全活動など、地域の暮らしを支える仕組みづくりを目指します。

第4節 施策体系

基本目標を施策として具体化するために、以下の体系に基づいて地域福祉を推進します。

図表 施策体系



第4章 施策の展開

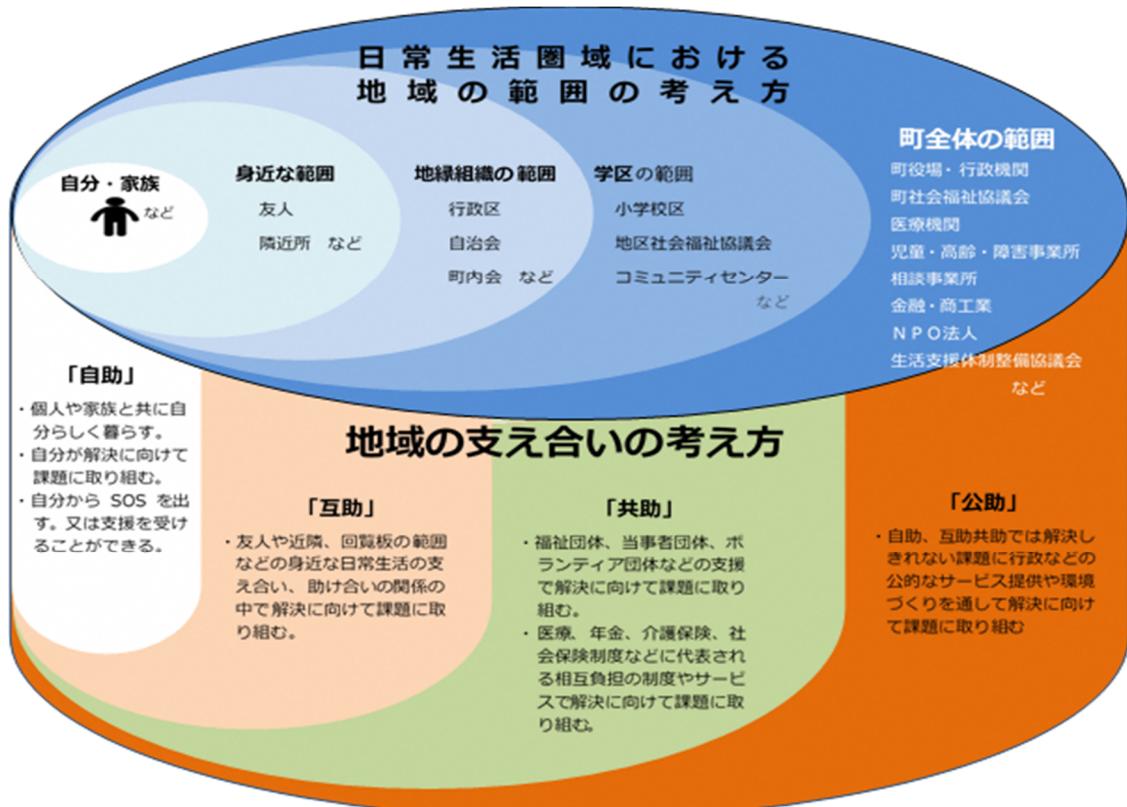
地域での支え合いの考え方

本計画では、基本理念に掲げる地域福祉を推進するため、制度や各分野で縦割り的に取り組むのではなく、「地域」という場所に主眼を置き、地域に生じる様々な困りごとに横断的に対応していく必要があります。

そのため、個人や家族とともに自分らしく暮らす、自身の努力で課題を解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題に地域や活動団体が関わる「互助・共助」、地域や関係団体で解決しきれない問題に町をはじめとする公的なサービス提供や環境づくりを通じて関わる「公助」という、「自助・互助・共助・公助」のしくみを一層強化し、住民・地域及び町と町社協が連携しながら、よりよい方策を見出し、相互に働きかけ合う取り組みを継続して進めていきます。

誰もが地域の中で適切な福祉サービスを受けながら安心して生活できるよう、町内における地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案し、地域全体で支えあっていくための仕組みづくりについて町全体を1つの日常生活圏域として見立て、様々な課題に取り組みます。

図表 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）



基本目標1 みんなが輝く人づくり



1-1 地域福祉活動に対する理解の促進

[現状と課題]

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、コミュニケーションの不足など、近年の社会的環境の変化を背景として、地域のつながりの希薄化や地域に対する関心の低下が顕著となっています。

これらのことは地域力の低下につながり、孤独死や虐待、見守りが必要な方の声かけなど、多様化、複雑化している地域の福祉課題の解決を阻害する要因のひとつにもなっています。

また、ボランティア活動や交流行事などの地域福祉活動に関心を持つ人が多い一方で、時間的余裕のなさや活動情報の不足などから実際の活動にはつながっていないケースも多く、地域福祉活動の担い手の人材不足という課題もあります。

これらの問題を解決していくためには、お互いの性別、年齢、障害の有無などの違いにかかわらず、権利や価値観を認め合い、相手を尊重し、思いやる心を育む取り組みが必要であり、家庭、学校、職場、地域などの様々な機会を通じた啓発や教育などを継続して実施することが必要であると考えます。

[施策の方針]

1-1-1 地域福祉に対する意識の醸成

地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い・助け合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。

1-1-2 福祉教育の充実

家庭・学校・地域が協働して地域活動やボランティア活動などの体験活動に取り組むほか、あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。

1-1-3 人権教育の充実

すべての人の人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。

1-1-4 地域福祉活動への参加促進

地域福祉やボランティア等の活動に関する情報を広く提供し、活動の担い手の積極的な参加を促進します。

住民一人ひとり・住民同士ができるること

- 日頃から地域のことや福祉、人権に関すること、ボランティア活動などに関心を持ち、理解を深めて地域で行われる学びの場や行事などに互いに誘い合って積極的に参加します。
- 赤い羽根共同募金が地域福祉活動を推進するための貴重な財源の一つであることを理解し、募金活動に協力するよう心がけます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 行事や地域活動の機会などを通して、地域のことや福祉、人権、ボランティア活動について関心を高める機会をつくります。
- 誰もが主体的に活動に参画できるきっかけをつくり、一人ひとりが持っている力を発揮できるように努めます。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 世代や性別、障害の有無、国籍や文化の違いなど多様な人々の交流機会を提供し、多様な活動主体と連携しながら「共に生きる」ことを考える福祉教育を推進します。
- 地域住民やボランティア活動に関する学習会や活動のきっかけづくりを行い、地域住民の助け合い・支え合いの意識向上や主体的参加を促進します。
- 広報紙やホームページ等の多様な広報媒体や地域活動、赤い羽根共同募金運動等を通して福祉・ボランティア意識の醸成を図ります。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| ・福祉教育推進事業 | ・地域福祉笑楽校 | ・生活支援体制整備事業 |
| ・町民福祉講座 | ・福祉に関する情報発信 | ・赤い羽根共同募金運動 |
- など

美里町の取り組み

- 地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い・助け合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。
- さまざまな機会から地域福祉活動に参画するきっかけづくりを進め、参加促進を図ります。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|--------------|----------------|
| ・生活支援体制整備事業 | ・地域人権啓発活動活性化事業 |
| ・理解促進研修・啓発事業 | など |

1-2 地域福祉活動を支える人材・団体の育成

[現状と課題]

社会的環境の変化等により、行政サービスだけでは多様化・深刻化する課題解決やニーズへの対応が困難となっている状況にあり、地域の福祉を担う人材や団体等の育成や支援は必須となります。

また、種々の問題を解決し、地域福祉活動の活性化を図るためにには、住民の主体的な参加とともに、町や町社協、地域団体、福祉事業所等との相互の協力が不可欠であり、活動の主体や人をつなぐための中核を担う人材の発掘や福祉活動団体の確保が、引き続き求められます。

[施策の方針]

1-2-1 ボランティアの育成

地域福祉推進のための多様な人材の発掘・育成とともに、ボランティアに対する理解や技術習得に向けた様々な情報提供や学習機会の充実を図ります。

1-2-2 地域福祉活動団体への支援

地域活動団体等の継続的、かつ安定した活動のための必要な支援を行います。

1-2-3 高齢者・若者等への地域福祉活動への参加促進

広報・啓発とともに、性別や年齢を問わず、気軽に参加して継続できる地域福祉活動や学習機会の充実を図ります。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 行政区・自治会などが行っている地域活動に関心を持ち、一人ひとりが地域の中の一員としての自覚をもって行動します。
- 地域活動やボランティア活動について自ら情報収集を行い、互いに誘い合って積極的に参加するとともに、活動の楽しさ・やりがいなどを周囲に広めます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 多世代が参加しやすい行事等を通して、地域で顔の見える関係づくりを進め、みんなで助け合い支え合う意識を高めていきます。
- 地域活動や行事、ボランティア活動、研修会などから新たな活動者や後継者を育成・発掘し、地域活動を未来へつなげていきます。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 各種講座や研修会などを通して、地域活動やボランティア活動の新たな担い手や後継者となり得る多様な人材の確保・育成を図ります。
- 住民が地域活動やボランティア活動に関心が持てるよう、広報紙やホームページなどの多様な広報媒体や学び・集いの場を活用して情報提供の充実を図ります。
- 複雑・多様化する地域の課題などを把握し、地区社協やボランティアグループ、福祉事業所、町等と情報共有しながら連携して解決に向けた活動に取り組みます。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|----------------|--------------|------------|
| ・地区社協の活動支援 | ・ボランティアの活動支援 | ・福祉団体の活動支援 |
| ・ボランティア・地域活動講座 | ・生活支援体制整備事業 | など |

美里町の取り組み

- 地域福祉活動に対する関心を高め、理解を深めていくための広報、啓発を行います。
- 地域福祉活動の役割を担うリーダーや団体の育成に努めます。
- 年齢・性別にとらわれず気軽に参加でき、継続が容易にできる活動や研修などの学習機会をつくります。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| ・生活支援体制整備事業 | ・社会福祉関係団体育成事業 | ・自発的活動支援事業 |
| ・民生委員推薦会運営事業 | ・健康づくり・食育推進事業 | など |

1-3 権利擁護体制の強化(美里町成年後見制度利用促進基本計画)

[現状と課題]

高齢者や障害者の方々が権利侵害されることなく、最大限に意思が尊重され、地域で自立した生活が送れるよう支援する権利擁護体制を強化する必要があります。

特に成年後見制度については、権利擁護支援のために活用できる制度の一つとして、必要な方が必要なときに利用しやすい体制整備が求められています。

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る支援者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や介護サービス・施設入居などの契約が難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約してしまい、消費者被害にあうおそれもあります。このような方について、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が保護し、本人に代わって財産の適切な管理や日常生活の支援を行います。

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。「任意後見制度」は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合にはあらかじめ本人が自ら選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要になります。

国は、平成28年5月に施行した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と、平成29年3月に策定した「成年後見制度利用促進基本計画」により、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重、身上保護の重視を基本的な考え方として、利用者がメリットを実感できる制度への改善や各地域で関係機関が連携できるネットワークづくりを目指しています。

「成年後見制度利用促進基本計画」では、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が全国的に見込まれているなか、成年後見制度の必要性が高まっていくと考えられる一方で、成年後見制度の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況と指摘されています。本町でも認知症高齢者や知的障害・精神障害の方は増加傾向にありますが、制度を利用している人は23人(R3.7.1 現在)と多くはありません。また、本町の「地域福祉に関するアンケート調査」では、成年後見制度について「聞いたことはあるが、内容までは知らない」という割合が最も多く、制度の広報や啓発が十分ではない状況です。

このような現状から、市町村は権利擁護支援に関わる社会福祉協議会・医療福祉事業者・家庭裁判所・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会などの団体と地域連携ネットワークを構築し、広報や相談機能を充実していくことが求められています。

「成年後見制度利用促進基本計画」では、このネットワークの役割として、①権利擁護支援が必要な人の発見や支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築が挙げられています。

<地域連携ネットワークの役割>

①権利擁護支援が必要な人の発見や支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

②早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るために制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化することで、親族・地域・福祉・医療・法律等の関係者が本人を見守るチームとして支援できるよう連携するとともに、成年後見制度などの広報・啓発や相談機能等を充実させることで、高齢者・障害者等の権利が守られ、安心して生活できる地域づくりを推進していきます。

[施策の方針]

1-3-1 成年後見制度の広報・啓発

本人や周囲の方が権利擁護に関する制度を理解し、必要な支援に結び付きやすくなるよう、成年後見制度などの広報や啓発を行います。

1-3-2 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援に関する関係団体との地域連携ネットワークを構築していきます。

1-3-3 相談・利用促進機能の強化

権利擁護支援を必要とする方に対して、多職種連携のチームによる支援の実施や成年後見制度の必要性を適切に検討できる仕組みづくりに取り組みます。

1-3-4 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の申立手続や制度利用における費用の負担が難しい場合、円滑に制度を利用できるように支援します。

1-3-5 中核機関の設置検討

成年後見制度の担い手や、地域連携ネットワークの中核となる中核機関の設置について検討します。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 権利擁護や成年後見制度などに関心をもち、認知症サポーター養成講座などを受講することで認知症への理解を深めます。
- 金銭の支払いや契約などが難しい方、消費者被害が疑われる方などを見かけたら、民生委員・児童委員や相談機関等につなぎます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 権利擁護や成年後見制度などの関心を高めるための研修や認知症サポーター養成講座などを通して、権利擁護と認知症への理解を深める機会をつくります。
- 金銭の支払いや契約などが難しい方、消費者被害が疑われる方などを見かけたら、相談機関等につなぎます。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 各種相談事業や日常生活自立支援事業の相談において、権利擁護支援のニーズを把握し、他の機関との連携や検討を行います。
- 美里町や関係機関と連携して成年後見制度の広報や法人後見の検討や地域連携ネットワークづくり等を推進します。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・日常生活自立支援事業（まもりーぶ） | ・ふくし総合相談事業（フードバンク含む） |
| ・福祉に関する情報発信 | ・町民福祉講座 |
- など

美里町の取り組み

- 町の広報紙やホームページ等を活用して成年後見制度の広報・啓発を行うほか、介護・福祉サービス事業所等に対して研修会を実施します。
- 地域連携ネットワーク構築のため、町内関係機関・仙台弁護士会・宮城県司法書士会・宮城県社会福祉士会・仙台家庭裁判所等の多職種による権利擁護支援ネットワーク会議を開催し、権利擁護支援における課題や解決策について協議を行います。
- 成年後見制度等の相談受付や手続支援、成年後見人等選任後の支援について、多職種によるチームで関わり、必要に応じてケース会議を開催することで、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職と支援方針を検討できる体制づくりを行います。
- 成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度の申立て費用や成年後見人等に対する報酬等の負担が難しい方に対して、その費用・報酬を助成し利用を支援します。
- 中核機関の設置や法人後見などの担い手確保について関係団体と検討を続けます。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・権利擁護事業 | ・成年後見制度理解促進研修・啓発事業 |
| ・成年後見制度法人後見支援事業 | ・成年後見制度利用支援事業 |
- など

基本目標2 ささえあいと協働による地域づくり



2-1 住民同士の顔の見える機会・交流づくり

[現状と課題]

地域では働きながら子育てをしている人や家族を介護している人、外国籍の人など、高齢者から子どもまで様々な人々が生活しており、一人ひとりが地域で安心して生活していくためには、住民同士のつながりを高め、地域での交流を促すことが必要となります。

誰もが主体的に地域の活動やふれあい、交流に参加できるよう活動の拠点とともに、地域福祉活動の活性化や参加機会の充実に努め、住民が積極的に関わりを持ち、それぞれの活動の幅が広がるような支援が求められます。

一方で、住民同士のつながりを広げていくためには、地域の中で人と人が出会い、顔見知りになる交流の場が必要です。地域では様々な交流の場はありますが、多世代によるふれあいや話し合い等の場が少なくなっているほか、新規参加者が少なく、いつも同じ顔ぶれであったり、交流の場に行くことができない人の関係が築けないといった課題があります。

地域活動や行事などに参加することは、顔の見える関係を築き、絆を深めることにつながります。そのため、地域の中で気軽に参加できる交流の場、居場所づくりを進め、お互いの悩みを相談し合えるような関係づくりの取り組みや意識を高揚させることができます。

[施策の方針]

2-1-1 気軽に交流できる場の構築

多様な交流の機会や地域活動団体、ボランティア等の活動の場づくりを支援し、助け合いの意識の醸成に努めます。

2-1-2 子育て家庭の交流促進

子育て家庭の交流の機会や場の提供、周知啓発を行い、子育て家庭の相互交流、ふれあいの促進を図ります。

2-1-3 多世代交流の促進

多世代交流につながる活動や交流の機会づくりに努めます。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 日頃からあいさつや声掛けなどのコミュニケーションをもち、つながりや交流を大切にして地域の助け合い・支え合いの輪を広げていくことを心がけます。
- 誰もが参加できる交流の場や行事などへ、互いに誘い合って参加し、顔の見える関係づくりを心がけます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 地域の中で誰もが気軽に参加できる交流の場や集いの場、通いの場づくりを進め、一人ひとりが主体的に参画してつながり合える機会をつくります。
- ふれあいと交流が助け合い・支え合いの互助・共助につながることを、多様な機会を通して広めています。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 地区社協や行政区・自治会、ボランティアグループなどの多様な主体が身近な範囲で行う、お茶のみ会やサロンなどの集いの場・通いの場づくりを支援します。
- 多様な人と人との出会いの場や交流するきっかけづくりを行い、くらしの困りごとや地域の課題について共に考え、解決に向けた主体的な取り組みを支援します。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|---------------|-------------|--------------|
| ・一人暮らし高齢者交流事業 | ・地区社協の活動支援 | ・ボランティアの活動支援 |
| ・生活支援体制整備事業 | ・ひとり親家庭交流事業 | など |

美里町の取り組み

- 地域における高齢者や障害のある人等との交流の機会やボランティア団体の活動する場を確保し、地域での助け合いの意識の醸成に努めます。
- 安心して出産・育児に臨めるよう、子育て家庭の親同士の交流の機会や乳幼児の親同士の交流の場の提供、周知に努め、子育て家庭の相互交流、ふれあいの促進を図ります。
- 地域団体間のつながりを深め、多世代交流につながる活動や団体間の連携について検討します。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|------------|------------|--------------------|
| ・敬老事業 | ・老人クラブ支援事業 | ・ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業 |
| ・障害者相談支援事業 | ・家族介護者交流事業 | ・生活支援体制整備事業 |

2-2 支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくり

[現状と課題]

地域のつながりを高めるには、住民同士が積極的に関わりを持ち、それぞれの活動の幅が広がるような取り組みが必要となります。

特に、制度の狭間にあって必要なサービスにつながっていない人やつながれない人、多重・複合的な問題を抱えた世帯、サービス利用に拒否的であったり消極的な人など、本来であれば早い段階から支援が必要となる潜在的なケースも増加しており、特に認知症等の問題は困りごとが表面化したときには症状が重度化していたり、解決しなければならない課題が多重化・複雑化していることが多々見られます。

少しでも早くそれらの状況や虐待・ドメスティックバイオレンスなどのSOSを見逃さずに察知するためには、認知症や障害に対する理解促進のための機会づくりとともに、身近な地域での見守り、声かけなどの地域福祉活動を通じて、できる限り早い段階から把握に努め、支援につなげる体制づくりが必要となります。

[施策の方針]

2-2-1 多様な主体による見守り・声かけの推進

民生委員・児童委員や地域福祉活動等の地域の多様な主体による見守り・声かけを推進します。

2-2-2 地域で支援を必要とする人の把握・対応

地域の身近な活動から支援を必要とする人を把握し、必要な支援やサービスにつなぐ体制づくりに努めます。

2-2-3 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応

虐待やドメスティックバイオレンス（DV）を防止するとともに、その早期発見や問題解決を図るため、啓発の強化や地域の見守り合い活動等を推進します。

2-2-4 認知症施策の推進

認知症に関する啓発や認知症サポーターの養成、見守り合い活動に取り組み、当事者や家族への支援の強化を図ります。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 問題の早期発見と孤立を防止するため、あいさつや声がけなどのコミュニケーションを通して顔の見える関係をつくり、互いに気にかけて声をかけ合うなどの見守り合い活動に協力します。
- 認知症へ関心を持ち、認知症サポーター養成講座などを通して理解を深めます。
- 町や町社協の広報紙、ホームページなどの多様な広報媒体に目を通して福祉情報の収集に努め、困ったときに相談できる窓口や制度・サービスなどを把握するよう心がけます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 地域活動やボランティア活動などを通して、配慮や支援が必要な人を把握し、町や町社協、関係機関などの多様な主体と連携し、日常的に見守り合う活動を推進します。
- 地域活動を通して困っている人や世帯に気づいたら、できる範囲で地域の中で助け合い支え合ったり、必要に応じて適切な相談支援機関などに繋ぎます。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 地域や町、関係機関とともに困りごとや地域の課題を協議する場をつくり、地域における支え合いの体制づくりを推進します。
- 地域の多様な相談を受け、必要に応じて適切な制度・サービスの紹介や相談支援機関につなぐなど、関係機関と連携して相談支援にあたり課題解決に努めます。
- 生活困窮者や低所得者などへ安定した自立生活に向けて相談支援を行い、必要に応じて生活資金の貸付や他制度の紹介などを行います。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ・ふくし総合相談事業（フードバンク含む） | ・安心生活支援事業（あんしんネットワーク） |
| ・低利資金の貸付（生活安定資金・生活福祉資金） | ・介護機器の短期貸与 |

美里町の取り組み

- 地域福祉活動や民生委員・児童委員による活動、安否確認の協力員による見守り活動をはじめ、多様な主体による見守りや声かけを推進します。
- 必要な支援につなげる体制づくりに向けて、町、社会福祉協議会、関係団体等と連携し課題解決に取り組みます。
- 複合化した課題を解決していくため、分野別で行っている既存の対応を、その属性を問わずに総合的に支援及び問題解決していくため、重層的支援体制整備事業の着手について検討を進めています。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|--------------------------|------------------------|-------------|
| ・配食サービス事業 | ・生活相談員設置事業（要保護児童等相談支援） | ・早期療育指導訓練事業 |
| ・健康づくり・食育推進事業（家庭訪問、随時相談） | ・家族介護者交流事業 | など |

2-3 地域福祉ネットワークの構築

[現状と課題]

住民の価値観や生活様式の変化により、近年の課題は多様化・複雑化しており、個人や地域の団体がどこに相談すべきかわからないといった状況から、課題が潜在化、複雑化するなど、「自助」や「互助・共助」だけでは解決できないような場合も考えられます。

また、従来の福祉サービスでは対応しきれずに、真に必要としているサービスに結びついていない人や、制度利用の要件を満たせない狭間の問題等により周囲への相談に結びつかない人もおり、地域と専門職等による連携のより一層の強化が必要となっています。

また、小地域福祉活動での課題や情報を共有し、必要な支援やサービスへつなげていくためには、課題解決に向けて連携し合う多様なネットワークの構築と、新たな支え合いの仕組みを検討していくことが必要です。

町や町社協だけではなく、地域住民やボランティア団体、事業所、医療機関などの多様な主体が横の連携を深めながら、それぞれの役割を認識したうえで活動に取り組むとともに、対象者が必要となるサービスや支援を総合的に提供できる包括的な支援体制の構築に向けて取り組まなければなりません。

[施策の方針]

2-3-1 課題の共有・解決のしくみづくり

地域福祉活動等を通して把握したニーズや情報・課題を多様な主体と共有し、課題解決へつなげていく仕組みづくりを図ります。

2-3-2 関係機関の連携・包括的な支援体制の構築

関係機関が連携し、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めます。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 日頃から人ととのつながりを意識し、「困ったときはお互いさま」の関係を大切にするよう心がけます。
- 住民だけではなく、専門職や企業、関係機関などと共に地域づくりを行う意識を高めます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 民生委員・児童委員と行政区・自治会、地区社協やボランティアグループ等の多様な活動主体が連携して情報を共有し、地域の中の生活課題の早期発見に努め、孤立防止や自立支援への取り組みにつなげます。
- 支援機関等と顔の見える関係づくりを進め、互いに協力して必要な支援やサービスにつなげていけるように努めます。
- 住民の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域の人材も活かしながら解決に向けて互いに助け合い支え合うための協議と活動を進めます。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 課題を抱える人や関係者の緩やかな関係づくりを支援し、多様化・複雑化する生活課題や制度の狭間の課題等の解決に努めます。
- 分野を超えた支援機関の連携のあり方を検討し、困りごとを解決できる重層的な支援体制の整備に努めます。
- 地域の困りごとや課題を協議する場をつくり、地域のなかで多様な活動主体が連携して助け合い支え合う体制づくりの整備に努めます。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・ふくし総合相談事業（フードバンク含む） | ・安心生活支援事業（あんしんネットワーク） |
| ・生活支援体制整備事業 | ・社会福祉法人の公益的な取り組み など |

美里町の取り組み

- 民生委員・児童委員活動をはじめ、町社協による各地区での情報交換会等を通じて地域の生活課題の把握に努め、課題解決に向けた地域での支援のほか、専門機関、公的な支援につなぐ仕組みを構築します。
- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めています。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・包括的支援事業 | ・生活支援体制整備事業 |
| ・要保護児童対策地域協議会実務者会議 | など |

基本目標3 ともにいきいきと暮らせる仕組みづくり



3-1 保健福祉サービスの利用支援

[現状と課題]

介護保険制度や障害者総合支援法によるサービスを利用する場合や生活への支援が必要な状態であっても、対象者に適切な支援の情報が伝わらなかったり、本人の判断能力が不十分なために、生活課題が重度化したり複雑化する場合があります。

課題が顕在化する前の早い段階からの相談や支援につなげるためには、本人やその家族等が「助けてほしい」、「話を聞いてほしい」といったSOSを出しやすい地域づくりをすすめていく必要があります。

また、複雑化・多様化した生活課題を整理しながらの相談支援や分かりやすい情報提供を行い、自らサービスを適切に選択し、利用できるよう支援体制を整備するとともに、住民の多様なニーズに応えるため、既存のサービスだけではなく、新たに必要なサービスや支援の仕組みについて検討を図る必要があります。

一方で、サービスの利用を希望しない住民も見受けられるため、その家族や関係者を含めて利用できる内容を理解しやすく周知することや、対応困難ケースなどでは、町社協や地域包括支援センターとの連携を強化して、適切に対応していく必要があります。

[施策の方針]

3-1-1 わかりやすい情報の提供

保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関する様々な情報が多くの住民にわかりやすく、適切な手段で入手できる広報等の情報提供に努めます。

3-1-2 相談体制の充実

総合的に対応できる相談機能や情報提供の充実を図ります。

3-1-3 福祉サービスの質の向上

保健・医療・介護・福祉の連携やサービス提供事業者間の連携を強化し、サービスの質の向上を図ります。

3-1-4 新たな支援やサービスの検討

多様な課題へ対応するため、新たな支援やサービスの創出に向けた検討を進めます。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 日頃から福祉に関する制度やサービスなどに関心を持ち、広報紙やホームページなどの多様な広報媒体を活用して積極的に情報などを入手したり、周囲の人へ知らせることを心がけます。
- 困ったときは一人で抱え込まず、身近な人や相談機関等へ相談します。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 団体やグループなどの活動紹介とともに、福祉に関する情報について、広報紙や行事、集いの場などの多様な手段で広めます。
- 町や町社協、福祉事業所などの専門機関等と連携し、相談機関や制度・サービスに関する研修などの学びの機会をつくります。
- 地域の困りごとに気づいた際は、必要な制度・サービスに関する情報提供や相談機関等へつなげていくよう努めます。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 広報紙やホームページなどの多様な広報媒体や地域活動、啓発の機会などを活用して、福祉に関する相談窓口や制度・サービスの利用方法などをわかりやすく周知します。
- 地域の課題等を把握しながら相談支援機関や専門機関等とネットワークを構築し、複雑・多様化する相談に対して必要な支援が受けられる相談支援の体制づくりに努めます。
- 制度やサービスの狭間の課題等を把握し、関係機関等と情報共有しながら連携して新たな支援やサービスの検討と柔軟な対応に努めます。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・ふくし総合相談事業（フードバンク含む） | ・安心生活支援事業（あんしんネットワーク） |
| ・生活支援体制整備事業 | ・社会福祉法人の公益的な取り組み など |

美里町の取り組み

- 保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関する様々な情報が多くの住民にわかりやすく、適切な手段で入手できるよう、一層配慮します。
- 社会資源と地域の連携を図りながら必要なときに相談に応じられるよう、総合的に対応できる相談機能や情報提供の充実を図ります。
- 既存のサービス提供事業所の質の維持のための研修や支援を引き続き行います。また各種相談窓口や地域での生活課題、多様なニーズを把握し、サービス内容を修正したり、新たな支援方法やサービスの創出を検討します。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|----------|---------------|-----------------|
| ・包括的支援事業 | ・広報広聴事業 | ・介護予防ケアマネジメント事業 |
| ・母子保健事業 | ・健康づくり・食育推進事業 | ・障害者相談支援事業 など |

3-2 地域での自立支援

[現状と課題]

今後、さらに高齢化が進み、支援を必要とする人が増えることが想定される一方で、長年の経験を積み、様々な知識や技能を持った高齢者も地域で数多く活躍していることから、高齢者自身が健康増進や生きがいづくりを行いながら、地域でその力をより一層発揮できるような仕組みづくりをしていく必要があります。あわせて、障害のある人の雇用機会の確保も求められており、情報提供を含めた多様な支援が必要です。

また、生活保護受給世帯は全国的にも増加傾向にあり、貧困の世代間連鎖が懸念されています。そうした場合、障害や病気、介護、育児、多重債務、失業など複数の要因が混じりあうことにより、技術や知識を身に着ける機会を失うこともあります。

生活に困窮する人に対する町及び町社協などの公的な支援のほか、相談支援、就労支援、子育て支援などの専門機関と地域が連携して支援する仕組みづくりが不可欠です。

そのため、本町においても要保護世帯の孤立防止とともに、生活の自立と安定に向けた伴走支援の仕組みづくりが必要です。

[施策の方針]

3-2-1 高齢者や障害のある人の雇用促進

関係機関と連携し、相談支援や情報提供を通して就労支援を図ります。

3-2-2 生きがいづくり・健康づくりを通じた地域力の向上

多くの住民が生きがいづくりや様々な地域福祉活動への参加につながるよう努めます。

3-2-3 生活困窮者への支援

地域や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、生活困窮者の自立支援に努めます。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 生きがい・健康づくり活動などに関心を持ち、情報を集めたり、講座や教室などに互いに誘い合って参加するよう心がけます。
- 困っている人に気づいた際は声をかけ合い、必要に応じて相談機関等へつなぎます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 生きがい・健康づくり活動などをテーマとした研修などを通して、関心を高めながら定期的な地域の集いの場・通いの場づくりを進め、住民の社会参加を推進します。
- 民生委員・児童委員と行政区・自治会、地区社協やボランティアグループなどの多様な活動主体が連携して情報を共有し、地域の生活課題の早期発見に努め、孤立防止や自立支援への取り組みにつなげます。
- 相談機関等と顔の見える関係づくりを進め、互いに協力して必要な制度・サービスなどの支援につなげていけるように努めます。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 福祉教育・協働教育などを通して、「共に生きる」ことの大切さを育み、人と人とのつながりが地域共生社会につながっていくことを広めていきます。
- 地域の中にお茶のみ会などの集いの場や、健康づくり・介護予防などの通いの場による効果を広めるとともに、活動の支援を通して、生きがい・健康づくりや社会参加の場の普及・啓発を行います。
- 相談機関等と連携し、必要に応じて生活資金の貸付やフードバンクによる食糧品等の提供を通して、生活の自立と安定に向けた支援を行います。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・ふくし総合相談事業（フードバンク含む） | ・安心生活支援事業（あんしんネットワーク） |
| ・福祉教育推進事業 | ・地域福祉笑楽校 |
| | ・生活支援体制整備事業 |
| | など |

美里町の取り組み

- 高齢者や障害のある人の自立・社会参加につながる雇用に向けた支援に取り組みます。
- 地域行事、生涯学習やスポーツ活動等の機会を活用し、多くの住民が生きがいづくりなどの様々な地域福祉活動への参加につながるよう努めます。
- 地域や民生委員・児童委員、宮城県北部保健福祉事務所等と連携し、生活困窮者の実態の把握に努めるとともに、自立を促すために制度の活用につなげます。

【主な取り組み・事業】

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ・自動車運転免許取得費等助成事業 | ・障害者団体スポーツ及びクリエーション教室開催事業 |
| ・健康づくり・食育推進事業 | ・高齢者紙おむつ等支給事業 |
| | ・介護保険低所得者利用負担軽減対策事業など |

3-3 人にやさしい地域づくりの推進

[現状と課題]

町内では、誰もが利用しやすい施設の整備や改修等に努めていますが、目的地に行くまでの公共交通を利用することが困難な障害のある方や高齢者も多く存在しています。

障害者差別解消法では、物理的な障壁（バリア）がある中でも、可能な限り障害のある方の求めに応じた配慮をするよう規定されていますが、住まいの段差解消やリフォーム事業助成、福祉機器等を活用しても、すべての障壁（バリア）を取り除くことは未だに難しい状況です。

住民の社会参加を促進するためにも、快適かつ安全な移動を確保するための移動手段や施設の改修及び整備を図っていく必要があります。

また、共生社会の実現のためには物理的なバリアフリーを目指すだけではなく、多様性を認め合い、共に生きていこうとする、心のバリアフリーを促進するための取組が必要となります。

[施策の方針]

3-3-1 公共施設など（ハード面）と住民意識（ソフト面）のバリアフリーの推進

公共施設や住宅等のバリアフリーに努めるとともに、地域の支え合い、助け合いによる心のバリアフリーに取り組みます。

3-3-2 住民の移動手段の確保

住民のニーズを踏まえた移動手段の確保に努めます。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 周囲の人とつながりを大切にしながら生活し、ゴミ出しや買い物、通院などの暮らしの中の困りごとに気づいたときは、出来る範囲で助け合い支え合うことを心がけます。
- 認知症や障害などに関する理解を深め、互いに配慮しながら、誰もが住みやすい地域づくりを心がけます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 地域活動や行事、ボランティア活動、研修会などから新たな活動者や後継者を育成・発掘し、地域活動を未来へつなげていきます。
- 活動を通して地域の課題などを把握し、団体や専門機関などと連携・協力して助け合い・支え合い活動を推進します。
- 専門機関との連携のもと、認知症や障害などの理解をテーマとした研修などの学びの機会をもち、差別や偏見などのない地域づくりを推進します。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 制度・サービスなどの「受け手」「支え手」という関係ではなく、それぞれが持っている力を発揮し、互いに助け合い支え合う地域共生社会について普及・啓発を行います。
- 専門機関との連携のもと、認知症や障害などの理解をテーマとした研修などの学びの機会をもち、誰もが暮らしやすい心のバリアフリーを推進します。
- 誰もが暮らしやすい地域づくりについて住民や多様な活動主体とともに話し合い、安心して暮らせるための仕組みづくりを推進します。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| ・福祉教育推進事業 | ・町民福祉講座 | ・ボランティア・地域活動講座 |
| ・声の広報 | ・生活支援体制整備事業 | など |

美里町の取り組み

- 公共施設や住宅等のバリアフリーに努め、誰もが暮らしやすい社会になるよう取り組みます。
- 地域で困っている場合に、積極的に手助けできるよう、福祉意識の向上を図り、地域の支え合い、助け合いによる心のバリアフリーに取り組みます。
- 住民バス及びデマンドタクシーの運行や外出支援に関する事業等を継続しながら、移動に困難を抱える交通弱者などが移動しやすく、効率的な運行形態等についての検討を進め、住民のニーズを踏まえた移動手段の確保に努めます。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| ・理解促進研修・啓発事業 | ・町営住宅施設管理 | ・高齢者外出支援事業 |
| ・移動支援事業 | ・福祉タクシー利用助成事業 | ・住民バス事業 |

3-4 地域における防災・防犯対策の推進

[現状と課題]

令和元年に発生した東日本台風（台風第19号）は東日本及び東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨や暴風による被害をもたらしました。

近年、大型の台風発生による暴風被害や水害、大規模地震等の自然災害が多発しているなか、地域での防災意識が高まり、住民同士の支え合いや助け合いを基礎とした、地域における取り組みを推進することが重要となっています。また、避難支援者の確保が難航するなどの課題も山積しています。

さらに、核家族化やひとり暮らし高齢者の増加などの社会背景の変化とともに、つながりなどの関係性が希薄な高齢者を狙った特殊詐欺のような犯罪が全国的に多発しているほか、子どもや高齢者が巻き込まれる、または当事者となってしまう交通事故も多くみられます。

これらを未然に防ぐためには、行政などの活動に加え、地域ぐるみでこれらの犯罪や事故を防ぐための啓発や取り組みを行っていくことが重要です。

[施策の方針]

3-4-1 避難行動要支援者への支援体制の整備

避難行動要支援者名簿を作成し、情報の適切な管理と活用等を通して避難行動要支援者への支援体制の整備に努めます。

3-4-2 防犯・交通安全対策の推進

関係機関と連携し、防犯・交通安全に対する広報・啓発活動を推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

住民一人ひとり・住民同士ができること

- 地域で顔の見える関係づくりを進めることができることを意識し、日頃からあいさつや声をかけ合っていくことを大切にします。
- 地域の清掃活動や交通安全運動などの地域活動に積極的に参加し、地域と関わりを持つよう心がけます。
- 日頃から家庭などで防災について話し合っておき、研修や訓練などに互いに誘い合って積極的に参加し、防災意識を高めるよう心がけます。

行政区・自治会・地区社協・ボランティア等の福祉活動団体の取り組み

- 日頃から声かけや見守り合い活動を通して、災害時に避難支援が必要な人を把握しておくとともに、防災に関する研修や訓練などを行い、自主防災機能の向上に努めます。
- 交通安全や防犯、消費生活などに関する研修を行い、安心安全な地域づくりの意識向上に努めます。

美里町社会福祉協議会の取り組み

- 研修や講座を通して、日頃の地域づくりが犯罪の抑止力となることや、災害時の減災につながることなどを伝え、防犯・防災意識の普及・啓発を行います。
- 日頃の地域内の見守り合い活動を関係機関と連携して行いながら、平時・災害時の支援体制づくりを推進します。
- 地域防災や災害ボランティアに関する研修などを行い、災害発生時には関係機関と連携して被害状況などの把握に努め、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置して被災者の生活支援を行います。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|----------|-----------------------|----------------|
| ・町民福祉講座 | ・福祉教育推進事業 | ・ボランティア・地域活動講座 |
| ・地域福祉笑楽校 | ・安心生活支援事業（あんしんネットワーク） | など |

美里町の取り組み

- 避難行動要支援者名簿の作成により、名簿を活用した情報提供及び情報管理など、避難行動要支援者の支援体制を整備し、行政区・自治会、民生委員・児童委員、町社協等と連携しながら、避難行動要支援者の状況を把握するとともに、有事に備えます。
- 地域における防犯・交通安全の意識を高めるため、広報での啓発活動に努めるほか、各団体との連携のもと、防犯パトロールなどの活動や、交通安全、防災に対する活動を支援します。

【主な取り組み・事業】

- | | | |
|------------------|---------------|--------------|
| ・避難行動要支援者名簿等作成事業 | ・日本赤十字社に関すること | ・交通安全指導隊設置事業 |
| ・交通安全推進啓発事業 | ・防犯実働隊設置事業 | ・防犯推進啓発事業 など |

第5章 計画の推進

(1) 計画の周知・啓発

地域福祉は、町だけでなく、地域に関わるすべての人々が主体となって協働し、推進していくことが大切です。そのため、本計画で示した基本理念や取り組みについて、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

(2) 計画の推進と進捗の確認

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向を見極めながら、関連計画などを策定している関係課とも連携を図り、住民・町社協・町がともに計画の進捗確認を行っていきます。

また、本計画は、美里町総合計画・美里町総合戦略における地域福祉の分野に関連する施策を具具体化する計画であり、関連する分野別計画を推進するための考え方や方針を共有していく必要があります。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

なお、令和元年12月以降、世界的規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策として国が示した「新しい生活様式」に則して、生活スタイルや地域活動のあり方にも大きな変容が求められています。そのため、具体的な事業の計画・実施にあたっては、このような側面にも配慮しながら取り組んでいきます。

(3) 地域福祉の推進に向けた各主体の役割

地域福祉の推進にあたっては、住民をはじめ、地域活動団体、町社協、関係機関、行政などの多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進することが大切です。

① 住民の役割

住民一人ひとりが地域や福祉に対する認識や理解を深め、地域の一員であるという自覚を持ち、ともに支え合う意識を持って生活をすることが大切になります

また、住民自身が地域福祉の担い手であるという意識を持ち、地域活動や行政施策への自主的な参加が求められます。

② 地域活動団体・地区社会福祉協議会・ボランティアの役割

地域活動団体（行政区・自治会等）・地区社協・ボランティアは、社会的ニーズに柔軟性を持って速やかに対応し、住民が自主的に助け合い、支え合う地域社会をつくっていくための役割を担っています。

地域のつながりが希薄になるなかで、地域活動やボランティアの活動に参加することで、安心して暮らせる地域づくりに大きな力を発揮することが期待されます。

③ 町社会福祉協議会の役割

町社協は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織です。そのため、地域の互助・共助の力を高めていく社会福祉協議会の役割は非常に大きいと言えます。

そのため、町と連携・協力のもと、住民をはじめ地域福祉を推進する多様な団体等とともに、きめ細かな地域福祉活動を展開していく必要があります。

④ 行政の役割

行政は、住民のニーズを的確に把握するとともに、地域特性などを踏まえ、適切なサービスの提供とともに地域の保健・医療・福祉に関する総合的な施策の推進を図る必要があります。

また、地域福祉推進の中核的担い手である町社協と連携・協力のもと、地域福祉を推進する多様な団体等を積極的に支援する役割を担っていく必要があります。

資料編

資料1 策定経過

(策定期間:令和3年6月～令和4年1月)

開催日	内 容	備 考
令和3年6月17日(木)	第1回地域連携推進会議	<ul style="list-style-type: none">○第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の策定方針について○策定スケジュールについて○アンケート調査項目・内容について
令和3年6月23日(水)	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none">○委嘱状の交付○会長及び副会長の選任○協議事項<ul style="list-style-type: none">(1)策定委員会の運営について(2)第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の策定方針について(3)策定スケジュールについて(4)アンケート調査について
令和3年7月8日(木)	第2回地域連携推進会議	<ul style="list-style-type: none">○第1回策定委員会の概要報告○アンケート調査項目・内容について
令和3年9月	アンケート調査実施	
令和3年10月27日(水)	第3回地域連携推進会議	<ul style="list-style-type: none">○福祉行政に係る各種分析について○アンケート調査の集計結果について○第1期地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画の施策(事業)評価について○美里町の課題について○第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の構成について
令和3年11月5日(金)	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none">○福祉行政に係る各種分析について○アンケート調査の集計結果について○第1期地域福祉計画・第3次地域福祉

		活動計画の施策(事業)評価について ○美里町の課題について ○第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の構成について
令和3年11月15日(月)	第4回地域連携推進会議	○第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)について
令和3年11月26日(金)	第3回策定委員会	○第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)について
令和3年12月10日～ 令和4年1月14日	パブリックコメント	
令和4年1月19日(水)	第5回地域連携推進会議	○パブリックコメントの実施結果及び回答について ○第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)について
令和4年1月28日(金)	第4回策定委員会	○パブリックコメントの実施結果について ○第2期地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画(案)について



策定委員会



地域連携推進会議

資料2 策定委員会

(1) 美里町地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、美里町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に基づく施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 保健医療に関係する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から起算して2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美里町課設置条例(平成18年美里町条例第6号)第2条に掲げる健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (施行期日) | この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 美里町地域福祉活動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の円滑な推進を図り、地域住民がともに支え合う地域福祉の実現を目指すため、地域福祉活動計画の策定及び進行管理等を行う美里町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、美里町社会福祉協議会長(以下「社協会長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 地域福祉活動計画の策定及び見直しに関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉活動計画に基づく事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 保健医療に関係する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社協会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から起算して2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美里町社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(3) 策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員氏名	所 属 団 体 名	備 考
1	黒沼 和良	地区社会福祉協議会連絡協議会	会 長
2	木村 明子	美里町民生委員児童委員協議会	副会長
3	西山 重義	美里町老人クラブ連合会	委 員
4	忽那香菜子	美里町障害者福祉協会	委 員
5	佐々木文子	ボランティアグループ第二水曜会	委 員
6	伊藤 恵	公益社団法人宮城県看護協会 こごた訪問看護ステーション	委 員
7	木下 捷一	公益社団法人美里町シルバー人材センター	委 員
8	清野三由記	公募委員	委 員
9	狩野 充憲	宮城県北部保健福祉事務所	委 員
10	武藤 哲哉	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 みやぎボランティア総合センター	委 員

(任期:令和3年6月23日～令和4年3月31日)

(参考)

用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。（※障害計画より）

■あ行

・赤い羽根共同募金

赤い羽根をシンボルとする共同募金は、戦後復興の一助として、被災した福祉施設への支援として行われていた民間の募金活動を制度化したもので、今日では各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とするさまざまな事業活動に幅広く配分されている。

・新しい生活様式

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

■か行

・核家族

社会における家族の形態のひとつ。夫婦や親子だけで構成される家族のこと。

・権利擁護

認知症や障害などにより暮らしにくさを抱えている人々の立場に立って、個人の尊厳や権利を保障し、地域で自分らしく安心して暮らしていくための支援を行うこと。

・ケース会議

支援を必要としている人の抱えている課題や、本人の想い・願い（ニーズ）などを支援者とともに共有し、支援方針や支援に関する役割分担等を検討していくための会議

■さ行

・災害時要援護者（避難行動要支援者）

障害者などの防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人のこと。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけされている。

・災害ボランティアセンター

大規模災害が発生した場合に、被災地で被災者や被災地の支援を目的とした災害ボランティアが効率よくかつ効果的に活動をするために設置される拠点

・自主防災組織

行政区等で組織する任意の防災組織のこと。国や自治体は巨大地震への住民自身による防災活動を重視し、その組織率 100 パーセントをめざすとしている。

・重層的支援体制整備事業

改正社会福祉法（令和3年4月1日施行）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の3つの支援を一体的に実施する事業

・新型コロナウイルス感染症

コロナウイルスの一種であり、世界各地でその感染が確認されている。人に感染すると発熱、せき、頭痛、倦怠感といった症状を引き起こし、肺炎により重度化する恐れもある。世界保健機関（WHO）による国際正式名称は、COVID-19である。

・生活困窮者

生活困窮者自立支援法で定義される、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

・成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

・セーフティネット（社会的安全網）

経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策のこと。

■ た行

・地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

・地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととされている。

・地域力

住民や地域組織、ボランティアなどの活動団体、事業所や企業、行政など、その地域を構成する多様な人々が協力し合いながら地域課題の解決に取り組み、地域の価値を高めていく力のこと。

・地縁組織

自治会、自主防災組織、PTAなどを指し、居住地によってメンバーや活動範囲を区切り、地域内の行事や親睦、防災など地域で必要とされる活動に地域住民が自主的に取り組む任意団体の総称

・地区社会福祉協議会（地区社協）

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね小牛田地域は小学校区、南郷地域は行政区（一部連合組織）の範囲で組織された任意団体。地域内の福祉活動の推進などを行っており、美里町には16の地区社会福祉協議会がある（令和4年3月現在）。

・中核機関

成年後見制度利用も含めた権利擁護体制整備の全体構想や関係者間の調整などを行う機関。弁護士や司法書士、社会福祉士などの権利擁護の専門職による専門的助言などの支援を確保する役割もある。

・デマンドタクシー

自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望に、バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスのこと。

・ドメスティックバイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。英語表記の domestic violence を略して「DV」と呼ばれることがある。

■な行

・日常生活自立支援事業

認知症や障害（知的・精神）があり、日常生活を送るために必要な福祉サービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を行うことが難しい方（判断能力が不十分な方）を対象に福祉サービスの利用手続きや金銭管理等の支援を行う。宮城県では「まもりーぶ」という愛称で事業展開しており、各市町村社協が窓口となっている。

■は行

・バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害、情報に関する障壁などを取り除いていくこと。

・フードバンク

生活に困窮し緊急的な支援を要する世帯に対し、食料などを提供し、生活の自立や安定化に繋げるため相談支援と併せて継続的な支援を行うもの。美里町では町社協が窓口となり、住民や企業などからの食料・物資の寄付受付や、相談者への提供を行っている。

・福祉教育・協働教育

「福祉教育」は、他者とともに課題に気づき、考え、実践するという「ともに生きる力」の形成を大事にする教育実践。学校教育だけではなく、地域生活（ふだんのくらし）の中で福祉（しあわせ）について共に学び、育ち合うことを指す。

「協働教育」は、家庭・地域・学校が協働して実施する教育活動であり、地域と学校をつなぐ仕組みを作り、学校教育と社会教育の一層の充実を図る手法のこと。

・法人後見

成年後見制度の利用において、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人、保佐人、補助人になること。

■ま行

・民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けボランティアとして活動する非常勤の地方公務員で、自らも地域住民の一員として、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助（福祉サービスの紹介や障害者・高齢者世帯等の見守り等）を行う人のこと。全ての民生委員は児童委員を兼ねており、子ども達の見守りや子育て家庭の支援等も行う。

民生委員・児童委員は、一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会（略称：民児協）」に所属している。美里町では小学校区ごと6地区の民生委員児童委員協議会があり、59名（うち3名は中学校区を対象とした主任児童委員）がいる（令和4年3月現在）。

■や行

・要保護児童（要保護児童等相談支援）

児童福祉法第6条の3に規定する「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれる。

■ら行

・ライフスタイル

生活様式のこと。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

■アルファベット

・SDGs(持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」であり、貧困、紛争や気候変動など、全世界の共通課題の解決に向けた17の目標、169のターゲットから構成される。また、2030年を年限に、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指している。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒のエンパワーメントを行う

目標6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

目標9 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する

目標11 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標12 持続可能な生産消費形態を確保する

目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※出典:外務省HP各種参考資料の「持続可能な開発のための2030アジェンダ(仮訳)」から抜粋

・SNS

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークづくりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。近年は、若い世代に対しての広報などにこのサービスが使われている。

※本計画における「障害」の表記について

「障害」の表記については各種主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、国では法令等における「障害」の表記について、現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると見解を示しているところです。

現在、国及び県や県社会福祉協議会、町の福祉に関する各実施計画では漢字表記としていることから、本計画においても当該表記については「障害」で統一します。

町では「障害」は本人ではなく、社会参加をする上で支障となる物理的なものや対峙する人の心理的なものの双方において社会の側にあるという観点のもと、環境・制度・意識の障壁を取り除くための取組みを進めています。